

第五十五回国会 商工委員会 議 録 第 八 号

昭和四十二年五月十七日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 天野 公義君

理事 鴨田 宗一君

理事 中村 重光君

理事 稻村 左近四郎君

小笠 公昭君

岡本 茂君

小山 省二君

坂本 三十三君

田中 六助君

橋口 隆君

石野 久男君

千葉 佳男君

永井勝次郎君

古川 喜一君

吉田 繁造君

岡本 富夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君

出席政府委員

通商産業省通商

局長事務代理 原田 明君

通商産業省貿易

振興局長 今村 昇君

通商産業省企業

局長 熊谷 典文君

通商産業省重工

業局長 高島 節男君

通商産業省繊維

雑貨局長 乙竹 虔三君

通商産業省鉱山

局長 阿角 良彦君

通商産業省公益

事業局長 安達 次郎君

中小企業庁長官 影山 衛司君

委員外の出席者

外務省経済局外

務参事官 須磨末千秋君

通商産業省企業

局参事官 橋本 徳男君

通商産業省重工

業局長 赤沢 璋一君

五月十六日

特定纖維工業構造改善臨時措置法案(内閣提出第六五号)

中小企業振興事業団法案(内閣提出第八一号)

同月十七日

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

特定纖維工業構造改善臨時措置法案(内閣提出第六五号)

中小企業振興事業団法案(内閣提出第八一号)

通商産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○島村委員長 これより会議を開きます。

通商産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。石野久男君。

○石野委員 私は、大臣の所信表明に関連して、特に日中貿易の点でお尋ねしたいと思ひます。

先般、プラント類の輸出に関連して大臣にお尋ねしました際に、特に中国をも含めて共産圏の貿易の拡充ということは今後できるだけ努力したいという大臣の御答弁をいただいております。

総理の所信表明も、それから外務大臣の所信表明演説の際にも、中国貿易については従来の方針を変えないで拡大の方向をとりたいということがいわれております。一昨日終わりました広州の交易会での実績は、昨年をはるかに上回るような取引が行なわれたようでございます。約一億ドルといわれておりますが、昨年に比べて約二千四百万ドルからの大きな商売をしている。こういうような実情の中で、四十一年度の通関実績もまた六億二千万ドルというふうな、非常にいい成績をおさめております。私は、こういう日本と中国との貿易が漸次拡大の方向をたどってきているということについて、高く評価しなくてはならないと思ひます。ことに中国との間には、まだ国交は未回復であるし、吉田書簡があり、あるいはコム規定の制約があるというふうな、こういう中で、このようないい実績をあげているというところ、これはむしろ政府の努力がなくては、民間業者の非常に熱心な努力のたまものであるというふうな思っているわけですから、通産大臣は、こういうふうな日中の貿易の現状に対して、どのようにお考えになつておられるか、まずそこからひとつ聞かしていただきたく思ひます。

○菅野國務大臣 日中貿易の伸展ということにつきましては、実は私のことを申し上げて何ですが、戦後間もなく、私は大阪の日中貿易促進協会の会長をいたしておりました。その後ずっと今日まで国際貿易にも関係いたしておまして、日本と中国というものは、貿易あるいは経済的な関係がだんだんと密にならなければならぬという信念を私自身持つております。したがって、日中貿易、L.T貿易のことにつきましても、高橋先生とも私じつこんにしておりましたから、いろいろ御相談を受けて、それでL.T貿易の協定もでき上がったと思うのですが、そんなことで、日中貿易の伸展ということについては、微力でありま

が、今日までいろいろと尽くしてきたつもりでありま

ります。また今後日中貿易といわず、共産圏と自由諸国との貿易というものは発展せざるを得ないに至る運命にあると私は思つてゐるし、それが発展することが、人類の幸福を増すというふう

に考えておりますから、イデオロギーは別として、日中貿易は今後も発展するように努力したい、こう考えております。

○石野委員 大臣は、もう大臣就任前から、私たちと一緒に日中貿易について、熱意をもって御努力をなさつておつたので、いまの所信の表明とい

いますか、これは率直にそのように受け取りたいと思つております。

そこでお尋ねいたしますが、大臣御承知のよう

に、この六月一日から中国の天津市で日本科学機器展覧会が開催されることになっております。通産省もこの展覧会に対しては非常に熱心な協力をされてきたと思ひます。業界は約九百社のメーカーがこれに参加して、六百余項目にわたるところのものが出る、点数にしまして、二千点以上のものがここに展覧されることになってゐる。それで業者はそのことのために、この一年有余真剣に努力してまいりました。大体四月月末の船積みを目途として、出品されるべきものはほとんど全部倉庫入りしました。そういう段階のときに、突如として四月十八日に、船積みについてのクレームがついたといひます。通産省のほうから、十七品目についての積み出しはまかりならぬというふうな達しがあった。しかもこれは、別に文書ではなくして、口頭でそういう通知があったわけであり

ます。業者は六月一日から展示しなくちゃならないという事情もありますので、その品目を何とかしなければ、船積みも何もできないというふうな事情がありましたために、暫時その十七品目を除く形で申請をいたしました。そしてその他のものを船積みして出す、こういうふうな応急処置をとつ

たわけであります。この処置というものは全くの口頭の指示でありまして、行政措置というべきものでございましょうが、そのいうところの理由はココムに關係がある、こういうことのようにございます。

私ももうこういう実情を見ておりますと、特に展覽会を成功させるという立場からいたしまして、この十七品目を出さないということには、これはたいへんな障害がくるし、実際に展覽会の目的というものは、将来の貿易をふやすために、その国の技術を買ってもらおうということだろうと思うのです。だから、他国の技術よりも低いようなものを展覽したって、これは意味がないのであって、やはり将来商売のできるようなものを出さなければいけないことはもう言うまでもない。通産省はそんなことが言わなくてはよくわかりだろうと思う。ところが実際に二千点のものの中で、この十七点というものを除きますと、どちらかといえば、だるまさんに目が入らないと同じようなもので、選挙に負けたのと同じような結果になつてしまふ。選挙をやるものはやはり当選しなければだめなので、とにかく展覽会をやる以上はやはり売らなければいけない。売れないような展覽会をやつたって何にもならないのだから、とにかくこういう通産省の態度というものはどうも解せない。ぼくら見えておるといふと、いま菅野大臣は、日中貿易は人類の幸福のために広げなければならぬといふことを言っておられたけれども、この処置は、過去数回日本の中国に対する展覽会が行なわれておりますが、かつてないことであり、むしろこれはむしろ向きの政策だといわなければいけない。通産省が日中貿易についてこういう態度をとつたといふことは、これはむしろやはりむしろ向きの政策をとつていふと見られますが、口と實際とは違ふのじゃないか、私はそう思う。なぜかといふことをやられるのか、これでもなお前向きであるといふふうに大臣はお考えになっておられるのか、この際ひとつ大臣のお考えを聞かしておいでいただきたい。

○菅野国務大臣 ただいまもお話がありました、天津の日本科学機器展覽会には出品品が二千点以上もあるのがあります。この二千点以上は、いずれも中国よりも優秀なものだとわれわれは考えております。でありますからして、これだけ二千点も展示することによって、日本の科学技術がいかにすぐれておるかということ、中国人によって非常に評価してもらえ、こう私は考えておるのであります。ただし、御存じのとおり、今日、輸出貿易管理令の運用規約によりまして、ココムは約定された品物については、共産圏の方には輸出ができないということになっておりますので、したがって、今回十三点という処置をとつたのも、ココムに該当する品目であるということ、これはどうせ展示しても輸出できない品物でありますからして、したがって展示を断りしたということになったと思ひます。

な お詳細なきさつにつきましては、政府委員から答弁させます。

○石野委員 私は二つほど問題があると思うのです。

大臣は、今度の問題、二千点もある、この二千点はいずれも中国のそれよりもみな技術はすぐれている、こうおっしゃるけれども、それは必ずしも当たつていないだらうと思うのです。大臣も日中貿易をよくやっておられておわかりだと思ひますが、中国の技術も非常に進んできております。ことに最近核爆発とかいふものをやるようになってまいりまして、技術面においては相当進んでおるものがございますから、日本が進んでおると思ひましても、思つたより向こうのほうが進んでいるものがありまして、中国の工業技術は低いのだといふような言い方をしているとすれば、それは間違ひであらうと思ひます。こういう点はひとつ大臣も軽率なおことはなさらないほうがいいんじゃないかと私は思ひます。したがって、やはり十七品目は非常に重要でございます。

それからもう一つは、展示してもどうせ輸出ができないのだから、こういうお話でございます。

ココム禁制品というものは大体やはりそういう性格のものであるといふことでココム委員会はできているのだからと私は思ひますから、したがって、やはり日本だけじゃなしに、各国においても持ち帰り展示というやつは許しておりますし、ことに日本の共産圏における過去の展示会は、ほとんどやはり持ち帰りを条件として出品したものだと思ひます。その間、昭和三十一年の上海見本市、あるいは三十八年のモスクワにおけるところのそれなども、みんなそういう意味においていろいろ問題がありまして、けれども、ココム委員会なんかの了解を得ながら出した、こういう経験を持つておるのであります。いづれの場合も、持ち帰りであるやうてきておるわけでありまして、展示しても売れないのだからといふようなものの考え方は間違ひだ。展示会の意味というものは、かりに売れなくても、技術はすぐれているのだから、あそこへ頼んだらいいのだといふことを印象づけることにある、それが見本市の意義だと思ひます。

それがなかったら、見本市は何にもならない。それだつたら商売人にまかしておけばいいと思ひます。そういう、売ることではできないのだから出さなくてもいいという考え方は改めてもらわなければいけない。大臣、いまの発言はひとつちよつと変えてもらいたいと思ひます。

○菅野国務大臣 第一番の件ですが、おそらく、出品される人は、自分の技術が中国の技術よりもいいといふ自信を持ってみな出品されておると思ひます。さて出品してみても、中国のほうがすぐれたものがあるかもしれません。しかし、出される人がそれだけ自信がなければ、出す人はおそらくないと思ひます。中国よりも悪い品だつたら、買つてくれぬことはわかつておりますから、皆さんそういう自信を持つて出されておる、これは考えておるのであります。

それから第二の問題であります、これは戦略性といふところに問題があるのであって、戦略性

のものは輸出ができないことに、日本の輸出貿易管理令によってそういうきめになっておりますから、したがって、そういう品物が戦略性があるかどうかといふところに問題があるのではないかと、こう考えておる次第であります。

○石野委員 出する者はみな自信を持つて出すのだし、事實いふものを出さなければいけないと思ひますから、それはそれで——だから大臣の考え方も、中国のものよりはみんないいんだという考え方は、それはやめるべきだ。問題は、日本の人たちが売れるかどうかというよりも、相手方がやはりそれを評価するかどうかということが一番大事なんですね。だから、相手が評価しないものは、幾らいいものだつてこれは展示する意味はなくなりまして、ところが、中国はこの問題についてどういふふうに評価しているかといふことについては、これは私たちが考えなくちゃならぬ問題だと思ひます。国際貿易促進会に対して五月十三日に中国国際貿易促進委員会から電報が入つております。これは御承知のように、展示すべき品目はあらかじめ向こうもわかつておりますから、十七品目が不許可になつたといふことも向こうもわかつております。そういう意味で、向こうからこういうふうな、十三日付で中国国際貿易促進委員会、中日友好協会の日本国際貿易促進協会に対する祝電によりまして、次のように向こうからの電報が入つてゐるんですよ。注意すべきことは、最近佐藤政府がいろいろな人為的障害をつくり出し、貴会が天津で間もなく行なわれようとしてゐる科学機器展示会の妨害を行なつてゐることです、こういうふうに言つてゐるのです。これは中日民間貿易と中日両国民の友好事業を破壊する行為であり、われわれはこれに対して断固反対の態度を表明します、という電報が国際貿易促進会に対してきております。これは、中国の側では、この問題について非常に関心を高めておることを示しておりますし、同時にまた十七品目について意義といふものが非常にあると思ひます。

そこで問題は、大臣は、ココム禁制品は戦略性

のものについてあれこれだ、こういうことを言っております。いま、戦略性のはココムというよりは日本の輸出が云々と、こうおっしゃったわけですね。日本の輸出がそうだとしたら、たとえばカッパーですね、インドネシアに出したあのロケットなどは、もっと重大だと私は思うのです。だからそういうようなものは、通産省は問題なくずっと——もちろん共產圏じゃないという意味からなんでしょうけれども、しかし日本の通商政策として輸出はそういうものを出さないのが本意だというならば、なぜあんなものを出したのです。それは矛盾しておると思う。私は、そういう言いのがれじゃなしに、むしろ、こういう対策をとりますと、日中貿易はあと向きになってしまふだろうということを心配するんです。日中貿易があと向きにならないなら、どんなことやったって別に文句はありませんけれども、ただ、今日の段階で日中貿易というものは非常にわが国の輸出にとって重要な部分を占めておると思えます。今後、世界経済の動向、日本経済の姿を見ていきますと、日中貿易を広げるということが、いま一番大事な時期だとも思う。その一番大事な時期にこうしうしろ向きの態勢が出てきておるということを非常に残念に思うので、私はこれはうしろ向きにならないかということをお大臣に聞いておるわけです。ことに、向こうの中国国際貿易促進委員会からの日本国際貿易促進会からの電報なんかを見ると、そのことが明確に出ておると思うので、こういう態度はやはり改むべきじゃないか、こういうふうに考えるのです。

○今村(農)政府委員 たいだい大臣から申し上げましたことにつきまして、補足して経過説明をもう少し申させていただきますが、通産省の考え方は、ただいま大臣から申し上げましたように、中国貿易に対しては前向きであるということ、従来と変わっておりません。特に、中共が、いま経済建設の過程にございますので、機械類、プラント類の輸出については非常に重要性を持っておるということにつきましても、私もこれを特に注目しておるわけでございますが、今回の展覧会がそういう科学機器の展覧会でございます関係上、やはり先生お示しのとおり、なるべく技術的なレベルの高いものを見ることが、展覧会の目的達成のために必要だということにつきましても、通産省としてはそれを認めておるわけでございます。できるだけこの展覧会の開催につきましてもは協力いたしてまいりたいということ、この展覧会の主催者でございますところの日本貿易促進協会が準備をしております段階でいろいろ照会も受け、相談も受けたわけでございますが、何さま品目が非常に膨大でございます、最終的に品目の全貌がわかりましたのは、初めの段階ではなかなかわからなかったというような事情もございまして、全部で二千二百四十点のものを一つ一つスクリーンするわけでございます。その途中の過程におきまして、戦略物資というものが、その中に含まれておる。具体的に申し上げますと、六十一品目がこの戦略物資に該当するというのが最後の段階になってわかった。先ほど申し上げましたように、私ももとしましては、なるべく展覧会の目的達成のために多くの技術的水準の高い品物を出品するということはけっこうなことだ、こういう立場から審査と申しますか、検討をいたしましたのでございますが、その六十一品目の中でも、いわゆる政府の判断で、ココム物資であっても、数量とか品目等によりましてはこれを輸出承認できる範囲のものがございまして、こういうものは輸出承認をする。それから、比較的戦略性の低いもの、しかも軍事的要素のないというようなことがはっきりしておりますものについても、これは最終的にはココムとの関係がございまして、とにかく出品品は認める、これは持ち帰り条件つきでございます。そういうことで極力弾力的に検討いたしました結果、全部で二千二百四十点のうち、戦略物資が六十一点、そのうちで最後に残りましたものが十七点でございます。十七点も、その後さらに検討いたしました、その中から四点をさらに落としまして、十三点が最終的に残ったわけでございます。

す。この十三点につきましては、その戦略性の高き関係から、これは現在、将来とも輸出承認の対象にはなり得ないものだというふうに判断をいたしました。これはたいへん残念ながら今回の出品品は見合わせていただくということを主催者でございまして、この国際貿易促進協会に回答をいたしましたようなわけでございます。

なお、お話のとおり、この六月からの展覧会でございますので、船積み等の時期に期限がございまして、現実には四月二十日付で申請がございまして、二十二日付で輸出承認をいたしましたわけでございます。

○石野委員 今村さんの御説明によりまして、結局十三点につきましては輸出承認の対象にならない。私は先ほどから言うように、ココム該当品の中、いわゆる持ち帰り条件で出品するということは従来も許されていたことだ。ことに展示会というものは、やはり技術の高さということを示すことが大事なんだろうと思えます。そうなりますと、持ち帰り条件であって、売れなくても、持ち帰り条件で展示することによって、その国の技術が高いということを見てもらう、それが展示会の意味だと私は思う。だから、展示したものが何もかも売れるということには限りません。そういうことを政府が簡単にきめるといふことになりまして、わが国の国際貿易上の視点に一つのワケがあるということになるわけです。しかも、そのワケは日本みずからが持つものじゃなくして、ココムとかいうようなものによって押えられるようでございますが、十三品目といつても、結局ココムリストの中の項目にすれば四つの項目なんです。まあ、この項目は千三百五十五、千五百二十三、そのうち四品目を落としたのはどの項目か私にはわかりませんけれども、千五百二十三、千五百八十四、こういう部類に属するもののようにです。これらのものはどれほど戦略的に高い位置を持っていられるかどうか、日本みずからがそういうことを判定する基準はどこにあるのかわかりませんけれども、オシログラフのごときものは、ドイツあたりではハンガリー向けなんかとつきの昔にみんな同じようなものを納めていますよ。日本がなぜこういうものを押えなければならぬのか、だれがそういうことを日本に要請するようなことをしているのか、ここが問題だと思ふのです。私は、日本の政府みずからがこういうようなことをやったのであるとすれば、日本の通産行政に疑いを持つ。何かやはり策略を持っているからそういうことになるんだと思う。そうでなくて、やはり外国から言われたとすれば、日本の自主性は全くない。私は、もう少し日本の国際貿易上考えなければならぬ問題がこの見本市に対してとった処置の中にあると思うので、そこらの理由をもう少しはっきり大臣から聞かしてもらいたい。

○菅野国務大臣 石野委員も御承知のとおり、ココムという制度があつて、これはリストは一般に発表しております。そこで、このコクムのリストに載っている品物は、それを輸出する場合に特認を得なければならぬし、また、日本の輸出貿易管理令によつても、共產圏の国には、特にココム品の輸出は、武器、戦略性のあるものは許さないということになっております。したがって、そのコクムのリストというものは、大体戦略性があるというような意味を持っておると思うのでございます。そういう意味でこれは許さなかったと思うのでございますが、十三点が出なかったから日本の輸出の低い水準が示されなかったとは限らないのでありまして、先ほど申し上げましたとおり、二千点以上も出ておつて、みなそれぞれメーカーは自信を持って出しておられるし、したがって、それによつて日本の科学水準がいかに高いかということも十二分に中国へ展示することができるとは思ふかと私は考えております。十三点だけ出さなかったから、それで日本の科学水準の低いのが評価されないと私は見ていないのであります。でありますから、中国もココムということは知っておりますし、それから共產圏へは戦略物資は輸出できないということも中国自身

が知っておりますからして、コムによつてそれが出品できなかったことは、やむを得ないということはおそらく中国も了解してもらえないのではなからうかと私は思つております。

○石野委員 大臣は、中国には了解してもらえないと言つても、先ほど申しましたように、断固反対の態度を表明いたしますと言つてきておられるから、ちつとも了解してない。コム禁制品は戦略的なものにかかわるということのみならずよく知つておるわけだ。それがいいか、悪いかは別です。アメリカがそのことを要請して、十六カ国にそういう委員会をつくらせて、共産圏に対する武器輸出について押えておるわけでしょう。しかし、三十八年にモスクワで日本科学機器と同じ展覽会があった。そのときに問題がありまして、国際貿易も苦慮し、通産省も苦慮して、当時、フランスにおける日本の大使を通じて、パリのコム委員会に対してこの件についての問い合わせをしてあります。そのときの電報でも、通産省に対する返電としてきたわけですが、当時、西欧諸国も、社会主義圏で行なう見本市ではコム該当品の展示が通例になっており、日本もコムと関係なく持ち帰り展示をして差しつかえないという意味の返電を受け取つて、そのことは国際貿易に対して、通産省から明確に示されたことなのです。

それで当時モスクワ展示会が行なわれたことはすでに御承知のとおりであります。だから、共産圏で展示する場合でも持ち帰りであればよろしいということになっておるわけですが、私は、コム禁制品について、なぜ日本の政府がみずから進んでコム規制をきびしくきびしくしていかなければならぬ理由がどこにあるかということを知りたいのです。いま通産大臣は、二千点もあるから、十七点ぐらい押えたからといって、それで展示会の意味はなくなるというふうなことを言うけれども、これは子供だましに言うことだ。やはり商売は、お互いに買い手と売り手がこころを思ふところで商売が行なわれるのであって、何万点並べたところで、買い手のほうで興味がなければ

一つも商売できないが、一点並べても、それが大事だと思えば商売になる。商売というものはそういうものだと私は思う。だから、十七点というものが二千点の中の一項目であり、中心であり、心臓であるとするならば、心臓を抜いて何か機能が出てくるか。私は、そういう子供だましのようなことは、大臣は言うのをやめたほうがいいと思う。だから、少なくともここで聞きたいことは、なぜ日本政府がコム禁制品についてみずから進んでこのきびしい締め方をやるかということだ。進んでやらないなら、だからから要請されたのか、はつきりしてもらいたい。

○今村(農)政府委員 一言、ただいまの、三年ぐら以前にコム、パリに対して照会をしたかどうかという点がございましたので、その点私も実はよく調査をしたわけでございます。ただいまおっしゃったような意味合いの照会を出しまして、そしてただいまおっしゃったような意味の御返事がきたということは、どうもございませんようでございます。その結論を簡単に申しますと、展覽会出品につきましては、何らかの制限を課するにたいして、あるいは今度は反対にこれはいかにぬかという規定はございませんで、各国ともそれぞれの判断に従つて、コムの精神に従つて処理をしておる、そういうことでございます。もちろん西欧各国におきまして、コム該当品目の展覽会出品ということが皆無だとは思いませんけれども、やはり戦略性の高いものと低いものとはある程度の区別をして、戦略性の低いものについてはこれを認めていく、こういうふうなことであるように私も承知しております。したがって、今回通産省で考えました考え方も、大体そういう線に準じてやつてまいりましたつもりでございます。

○石野委員 私は、昭和三十八年の段階で、モスクワ展覽会の際に問い合わせがどうであつたか、こうであつたかということについて、今村さんはそういうことはなかったようだというけれども、事實はそういうことがあつて品物を出す結果になつたんですから、いまそれがあつたかかないとかいうようなことはここで論議しませんが、すでにそういうことを経て、実はやはりある大きなメーカーがモスクワに出すときには、そういう返電を受け取つて品物を出しているわけなんです。ここでそのメーカーは言いませんけれども、そういう事實はあるんです。ただ問題は、やはり日本が戦略物資についてきびしい取り締まりをするに、日本の通商産業政策上よろしいかどうか、輸出増強の上でいいのかどうかという問題を私は論じているのです。政府はいろいろな意味で遠慮をしなければならぬ国があるようでございますから、アメリカに遠慮するなら遠慮してもいいのだけれども、たとえば中国でいままでに、十数年前に上海や北京で自動車が行つてゐる。その自動車の中にはアメリカの自動車が走つてゐるのだ。アメリカは自分じゃ売らないけれども、スイスなんかを通じて、ちゃんと北京に自動車を走らしておるでしょう。そのとき日本では自動車の輸出はできないのだ、こういうふうなやり方をしておつたら、商売できやしないと思ふのです。日本は戦争はしないという方針をとつてゐるのだし、日本で持っている技術を示すのに何が悪いのです。日本が戦争に好戦的な意思を示し、あるいは大きな武器をどんどんつくつてゐるという中で品物が出ていくのなら、あるいは問題になるかもしれない。日本は平和国家として物をつくつてゐる。そこでつくつたものを売ろうとするのに何がけのないのです。私は、こういうときにはもう少し国の利益、それこそナショナル・インタレストというものをあなた方は主張しなければいけないのじゃないかと思うのです。コム禁制品というものはいろいろある。政府がそういうものに入つたために制約を受けてゐるようですけれども、われわれは反対だ。そういう反対の立場でものを言うだけじゃなくて、ナショナル・インタレストの立場から私はものを言いたい。そうなりま

するとなぜコム規定を悪いほうへ悪いほうへ解釈して、そして制約を加えていくのかという、その基本的な立場が私はわからない。だから日中貿易には前向きだと言つたつて、私はむしろ前向きだと言ふのです。そういう矛盾したことをここで私試してほしいのだ。どうしても、それはいいけれども、こうしなければならぬのだという理由があるなら、それを明確にしたいだいて、政府だけが悩まないで、国民とともにそれを打開するようにしたらどうですか。その根本になるところをひとつ言つてください。

○青野国務大臣 コム品の出品についてだんだんきびしくなつたというお話がありました。が、むしろ今度は寛大になつておるのではありません、モスクワにはたつた四十四点しか出しておりませんし、それから北京、上海にも十一点しか出していない。今度は、最初六十一点というのを、十三点だけ省くことになつたので、四十点、世界的にこんなコム品の出品している国はおそらく外国にもないと思ふのです。それほど今度は寛大に扱つておるのでありますからして、その点はだんだんきびしくなつたという御解釈はどうかと私は思ふのであります。できるだけわれわれは、コムの品でも、戦略性に関係のないものは出すべきであるという考えを持っておるのではありません。が、しかし、一応コムはやはり国際約束ですからして、わが国としても守るべきものは守らなければならぬから、戦略性がないものはこれは出していいという考えをしておりますが、しかしコム自体については、これはお説のとおり、私は、もう今日になってみると問題があると思ふ。それで、これは最初つくつたときから見れば時もたつておりますし、また世の中もいろいろ変わつておりますからして、これも問題があると思ふますからして、その点については、今後そのコムの緩和ということについては、できるだけ何かの機会にひとつ考慮してみたい、こう考えておるのであります。とにかく今度の問題は、決して、御想像になつておるようには、外部の圧迫とかなん

とか、そんなものは全然一つもございません。私は、その点は、石野委員以上に、私自身がそういうことについては非常な疑いを持ち、事務局にも二度も三度も念を押したのでありまして、したがって、今度の件については、全く政府自身で考えて、これだけは戦略物資というように判定して、これは出さない方がいい。展示した方がいいじゃないか、持って帰ればいいじゃないかと言いますが、これはもう皆さんも御承知のとおり、品物を見たら、ちゃんとポイントが科学者はすぐつかむことができますからして、日本人はことにその点においては得意としておるといふ国民であります。中国だって、やはり展示すれば、これはこういうところが長所だといふことはすぐわかりますからして、そういう戦略物資のものは、持ち帰りということが条件であるけれども、まあ展示しないほうが無難じゃないかといふふうに考える次第であります。

○石野委員 コムの問題については緩和している方向だ、四点が十点になり、六十一点になったのだから緩和しているじゃないかという。しかし大臣、世の中はずいぶん進んできているのですよ。科学技術はここ二、三年の間にずいぶん進みました。私たちが夢にも思っていなかった月の世界へももうすぐかという時代が来ている。地球のぐるりには幾つもの衛星が飛んでいるのですよ。そういうときに、戦略物資、戦略物資といふけれども、日本でなぜそんなに戦略物資を論議しなくちゃならぬのです。平和国家ですよ。日本ではそんなにたくさん戦略物資をつくっているのですか。日本はそんなに戦略物資をつくっていないといふことになっているのです。現実には大砲や何かをつくっているのだらうけれども、政府は少なくともそういうものはつくっていないといふことになっているのです。なぜそんな矛盾したことをやるのです。私はやっぱり、この十七点の問題は非常に寛大である、十三点にしたのだから非常に寛大でございましておっしゃるけれども、実はその展示会というものの意味を低下せしめ、その本来の

意味を達成しないような展示会なら、率直に言いまして、やめなければいかぬです。相手方が気持ちよく受けないような展示会をやってみたって、商売にならない。しない方がいい。最初から出さないなら別だけれども、寝ている子供の目をさますようなことをして、ちゃんと床をしつらえておいて、ここへお休みなさいと言つて、そうしておまへはそこへ寝ちゃいかぬと言え、たいいていおこっちゃうですよ。私は、政府のやり方、特に通産省は、最近、業者に対しては、できる限りコム規定のワルクの中でも西歐諸国並みに大いに特認事項の活用を改正してきたのが、最近の実情なんです。ございましょう。西歐諸国並みという意味はどういうことかという、日本はあまりにきびしく自制し過ぎておるのだ、だからもう少し、外国で問題にしないようなものは日本でも問題にしないでやりましょうということなんです。実を言くと、それほど日本はコムをあまりに大事に目をふさいで見てきたんだ。だからあまりにも過重に締めつけておるといふことはよくない。私は、展示すればポイントがすぐわかってしまう、だからどうだこうだというようなことは大臣は言わぬでもいいと思うんだ。率直に言つて、そんなことは常識ですよ。だから、向こうへ行つてそういう禁制品を売ってしまったら何かするなら別だけれども、従来もコム禁制品の中で持ち帰りであれば許可した。しかし、そのコム禁制品の中にAランク、Bランクというふうに別に書いてあるわけじゃないですよ。われわれは禁制品の内容については完全にそれを掌握できませんけれども、私たちが入手しておる中には品目は並列してあるわけだ。別に品目はAランク、Bランクとしておるわけじゃない。だから、それにAやBのランクをつけたのはだれがしたのか、政府みずからがそういうことをなぜやるんだ、日本の政府がそういうことをやったのか、それともだれかにそういうことを要求されたのかというところを明確にしないといけません。先ほど大臣は、外部からの圧迫はないと言つた。外部から圧迫がなければ、日本

の政府がそういうランクをつけたことになる。日本の政府はそんなことをする必要はないと私は思います。そういうことをしないからといって、どこからも圧迫はないんだから文句はないはずだ。私は、ものごとには裏と表とありますから、裏の事情も考えなければならぬことはよく知つております。それけれども、しかし、何もの貿易を広げ、産業を育成し発展させようという善意な立場でやっているものを、そんなにわれわれ自身が自縄自縛になることはないと思うのです。私は、この十七品目は持ち帰りというものを厳格に皆さんが指示して、四項目ははずしたそうですから、あとの十三については、これは従来のように——そのかわり持ち帰りは厳格にさせたほうがいい。それをいささかでも間違つたら、それは業者に罪を著せるべきだし、政府の言うことを聞かなかったら、幾らでも厳罰にしたいと思うんだ。だから、総理大臣も従来の方針どおりと言っている、外務大臣も従来の方針どおりと言っている、あなたも従来の方針どおりと言っているんだから、従来の方針どおりやたらいいのですよ。これは大臣、あまり考えないで、ひとつこの辺のところで従来の方針どおりやつてくださいよ。

○石野委員 大臣はことばばかりをもちえて、二十点出している出品者にこれは非常に失礼じゃないかといふようなことを言うけれども、ぼくはそんなことを言っているんじゃないから、大臣、あんまりことばばかりを取り上げるようなことは言わない方がいい。それから特認の問題については、あとで田中さんから関連質問がありますから、それをやつたあとで話しますけれども、私はやはり、特認を申請しても見込みがないからこちらでやるというこの配慮、これはいい場合と悪い場合とがあると思うのです。私どもは、先ほどから言っているように、なぜみずから進んできつて締め方をしなければならぬのかといふことを言っているんですからね。それで、特認を出した上で、それがだめで返つてくれば、問題はコム委員会にあるわけだ。コム委員会は三十八年の段階では、やはりコム規定の中にあるものでも持ち帰りを条件としてよろしゅうございまして、かつとを従前にはとっているわけなんです。かつとでとつたコム委員会の意向を尊重しつつ、なお出して、向こうでチェックされてしまえばこれはしかたがありません。それは今度は国と委員会

との関係になりますからね。それを、国と業者との関係、そういうところで押えつけてしまおうというやり方が後退していると言ふんです。なぜ中国貿易にそういう後退をしなければならぬかというのを私は聞いていますから、大臣の言うような意味では、非常にその場しのぎ的なものと考え方になり、非常に退嬰的な、後退的なものの方であつて、そこには自主的に開発していかうという意図はない。ココム禁制品というものについては、先ほど大臣は、問題があるから、これの緩和にとめたといふ、こう言つた。それだけの意向があるなら、なぜ積極的に問題を出して、抵抗しあるいは切り開いていくという意欲が出てこないのか。これはかりに総理がそう言つても、担当大臣である通産大臣がそのことをやるべきだと思ふのだ。それを、逆に通産大臣のほうでうしろに下がったんでは、日本の通商産業政策上の問題としても非常におもしろくないので、貿易もこのためにかえてますまいだらうと思ひます。そういう意味で、私は、特認の問題についても、もう少し積極的に出すものは出したらいじやないかと思ふのです。そんなに憶測をたくさんしゅうしないで、もしそこでチェックされたらチェックされたで、それで六月一日に間に合うように通産省がやればよかつたわけですよ。いまとなつてそんなことを言つておるのは、これは逆に言えば、むしろ事務の怠慢ですよ。そういう点は大臣にも少しよく考えてもらいたい。

○菅野国務大臣 特認を得られないものを出しても、それは持ち帰ればいいじゃないかというお話であります。大体特認が得られそうもないものを出すことは日本の信用の問題になるのでありますからして、したがひまして、われわれも慎重に考えまして、これはとても特認は得られそうもないというので、その展示をお断りした次第であります。

なおココム自体については、私もこの問題について再検討しなければならぬという気もしておりますが、しかし今度の天津の問題については、

ココム自体をどうするかということとはできないのでありますからして、やはりココムがある以上は、このココムの約定に従つてわれわれは行動しなければなりませんからして、その点はひとつ御了承をお願いしたいと思ひます。

なお、うしろ向きうしろ向きというおことばがありますが、決してわれわれは日中貿易についてはうしろ向きじゃありません。機会があればこれを拡大したいと思つておりますし、幸い広州の交易会も、お話しのとおり取引高もふえてまいりましたし、したがひまして、日中貿易については、これはもう貿易自体が発展せざるを得ない日本の経済事情であるし、中国の経済事情である、こう考へておりますから、できるだけいろいろの困難を開闢して日中貿易の発展に努力したいという考えを持っております。したがつて、初めから後退するということのような気持ちは毛頭持っておりませんからして、その点はひとつ誤解のないようにお願ひしたいと思ひます。

○田中(武)委員 閣下質問をいたします。先ほど来の石野委員の質問を聞いておりまして、次の三点に疑問を持ったので明らかにしていただきたいのですが、まず第一点は、何かというところにココム、ココムの禁制品だからと、いうことになるのですが、ココムは条約ではなくて、自由主義国家間の申し合せ事項とでもいいますか、しかもそれは一般には公表せられていないわけですから、いふなら秘密主義なんです。その輸出なり展示なんかをするほうからいへば、通産省に生殺与奪の権利が握られておつて、そしてあらかじめこういうものはいいかどうかとかというところは、ただ抽象的な戦略物資だとか何とかといふだけで、具体的なことはわからないのです。だから、このココムというのは一体何なのか。しかもそれを一般に公表しないということは秘密主義であつて、そういうことを通産省自身が握つておるといふことは、私はどうも憲法上からいってもおかしいと思ふのですが、この性格を明らかにしてもらひたい。

第二点は、ココムはおそらく輸出についてきめたのだと思ふのです。そこで、展示品と輸出品とはどう違うのか。

第三点は、十三品目を削除したというこの措置は、一体通産省としてはどういう処置なのか、行政指導なのか、行政処分なのか。通産省設置法第何条から出てくる権限なのか。この三点を明らかにしてください。

○今村(豊)政府委員 田中先生の御質問の三点につきまして、ただいまお話しのとおり、ココムは条約でございませぬ。これは国際約束でございまして、日本は一九五二年にこれに加入をいたしましたわけでございまして、性格としては、一定範囲の国が集まつて約束をした申し合はせの機関でございまして。

それから次に、展示品と輸出品の違いはどうかという御質問でございまして、ごく法律的に申し上げますと、今回展示をするために国外に持ち出しますものは、これは全部輸出でございまして。法律的に申しますと輸出でございまして。ただ、実質的な意味で輸出品と申しておりますのは、やはりそれが将来商売の対象になるもの、現実に向かうに売れるか売れないか、輸出品になり得るかどうかが、こういう見方もあると思ひますが、先ほど来大臣からお答え申しましたのは、そこが違つたので、展示をしても先方に結局において売れないものは、これは最終的にはいわゆる実質的な輸出品にならないのだから、これは展示品の中からは落とすほうが適當であろう、こういうふうな考え方を區別しておるわけでございまして。

それから最後に、十三品目について落としたのは、これは指導があるいは処分か、こういう御質問でございまして、具体的には、この十三品目につきましては、何ら輸出の承認申請が出てまいっておりません。したがつて、承認申請が出てきたものに対して不承認という処分はしておりませんのです。その前の段階におきまして事前に打ち合わせがありましたのに対して、通産省の考え方を内報したということでございますから、まあ考

えようによつてはこれは一種の行政指導でやつたというふうにとつてもいいのじやないかと思ひます。

○田中(武)委員 国際間の約定といひますか、申し合はせ事項の法的地位はどうなんですか。条約より上なんですか、下なんですか。憲法との関係はどうなんですか。これが一点。

次に、輸出できないものは展示できない、こういうような言い方だつたが、あなたのいまの答弁ですと、展示品と輸出品はつきり區別してありますね。ココムは展示品にまでそういうことが及ぶようになってくるのかどうか。

それから第三点は、いまあなたは、出てこないからあらかじめというの、これは、そういうものを輸出してもあきまへんよ、こういうようなことだと思ふのです。ただ指導だといへば指導かもしれないが、それが出たらどうするか。各自に出したら許可をやらぬ、それは行政処分だと思ふのです。そうなら、当然訴訟の対象になりますね、損害賠償に対しての。それを明らかにしておいてください。

○今村(豊)政府委員 ココムの基本的な問題につきましては、むしろ外務省からお答え申したほうが適當かと思ひますが、私もとしては、先ほど大臣からも申しましたように、こういう国際約束がある以上は、それを守る、しかもそれに日本が自発的に加入しておる以上は、これを守るのが義務であるというふうな考え方をしております。

それからこの十三品目につきましては、先ほど申し上げましたように、行政指導でやつたわけでございますが、もしこれの輸出承認申請があつた場合にはどうかというお尋ねに對しましては、方針が先ほど来申し上げたような方針でございまして、もし出てきました場合には、残念ながらこれは不承認にせざるを得ない、こういうふうな考へております。

○須磨説明員 ココムの性格につきましては、今村局長から初めに触れられたとおりでございますが、先生のおっしゃいますとおり、これは条約、

協定によってできたものでございませんで、西歐諸国との間のいわば非公式の相談会のようなものでございませう。ただし、西歐諸国との協調関係を維持するというのは、わが国の外交の基本的な政策の一つでございまして、対共産圏諸国に対する輸出規制について西歐諸国と相談してやっています。憲法上は、行政府に委任された範囲でもってやっております、こういうふうな解釈いたしております。

○田中(武)委員 国際間、国と国との間に約束をしたのであって、国がそれを重んじるということでは当然なんです。しかし、協定でも条約でも、それを実施するために必要な国内法をつくるのでしよう。それでは、その国と国とのいわゆる申し合わせのようなことになって国民を縛るのに、そんなことではないのか。もしそれが要ならば、コムの憲法に保障されたところの権利の侵害になりますよ。しかもそれは秘密主義で、発表していいのです。国と国とが約束したのだから、それを守らねばならぬということはありません。しかし、そのことが直ちに国民を縛ることにになりますか。国民の権利義務に係る基本的なものに對しては、これは法をもつてやるとか何とかやらなければいかぬわけですよ。ほんとにそれをやるならば、ほくはそれに基づいての国内法制が必要だと思ふ。そういうものではないですか。しかもそのコムの中には展示品のこととわけてないのではありません。それで、輸出品と展示品とを区別してありながら、なぜそれを適用したのか。

それから行政処分ではないというが、それはあらかじめ、どうでしょうか、だめです、こういうことだけでも、私はやはり、秘密主義でこの内容も明らかにせずについて、それで持っていたらこれはだめだということは、行政が国民の基本的人権に対して生殺与奪の権利を持っているということなんです。そんなことは憲法上許されません。

か。

○今村(農)政府委員 お答えいたします。確かに先生御指摘のように、コムの品目表そのものは、各国の約束でこれは外へ出さないことになっておる。したがって、わが国でも外へ出さないわけでございますが、それを実施いたしますには国内の法規の根拠が必要でございます。外国為替及び外国貿易管理法に基づきますところの輸出貿易管理令というのがございまして、この政令の中に、あらかじめ通産大臣の輸出承認を要する品目というのが別表でございまして。全部で二百十六ばかりのアイテムがございまして。その中にコム関係の品物として百六十三の品目があるわけでございます。これにつきましてはあらかじめ通産大臣の輸出承認がない限り輸出はできない、こういうふうな規定しておるわけでございます。

ただ問題は、その品目が出ただけではわからぬじゃないか、その承認の基準がはっきりしないといふ点に困るという点を御指摘であるかと思ふのでございまして、これは確かに先生御指摘のとおりでございます。これはコム品目に限らず、それ以外の品目につきましても、実は内規基準というものがございまして、これはなるべくそういうものを一般に知らせようというたてまえでやっておりますけれども、諸般の関係でどうしてもそれができないものもございまして。そういうものにつきましても、やむを得ず若干の、一般の民間の方から見れば迷惑だなどというような感じを抱かれておるものがあるかと思ふのですが、コムにつきましては、できるだけ、従来の例等がございまして、そういうもので判断をして、皆さんの大体の見当がつくようなことにはだんだんなってきたとおると思ひますけれども、残念ながら、この承認の基準につきましても、非常に技術的な問題でもございまして、なかなかこれを公表することはむずかしい、そういうような状況でございます。

第二番目に、展示品には何らコムの規定がないじゃないか、それなのにどうして展示品を入れるかという御質問でございますが、確かに、先ほど申し上げましたように、展示品について、これを積極的にいいとか、あるいはその反対に禁止するとかいうようなことは、私どもの承知しております限りでは、ないようございまして、各国とも政府の判断によりまして、コムの精神に沿うて、それぞれの最も正しいと思ふ措置をとっていくということをやっておるのが現状でございますので、そういうふうな御了承をいただきたいと思ひます。

○田中(武)委員 いま説明せられたのは政令でございます。

○今村(農)政府委員 輸出貿易管理令という政令でございます。

○田中(武)委員 それは政令でしよう。私が言っているのは、権利義務、権利を制限し、義務を新たに課する場合は法律によることがたてまえなんです。この問題については私に関連質問だから、これ以上はききようは言いません。言いませんが、基本的な問題としてあらためて私はこれだけで時間をもらって、法制局等も呼んで、じっくりやりたいと思ひます。

○石野委員 いま田中委員からも関連質問がありましたように、コムというものは、これはほんとうに自由主義諸国における申し合はせに基づいておるものなんですよ。その申し合はせに基づいておるものが、日本の貿易とかあるいは諸外国との経済的な諸関係について非常に大きな影響を及ぼし、特に共産圏に對してはきびしい状態が出てきている。この十三品目については、コム委員会でおそらく特認の許可も出ないだろうという前提が通産省のほうにはあるわけですよ。私は、通産省としてその許可が得られないだろうというようなことについての推測は、結局戦略物資というところになってき、その戦略的な価値というものが非常に高いところからきているんだらうと思ふんだが、たとえば電子計算機というのは、これは戦略的には価値の低いものなんではようか。大臣はそんなものはどういふふうに見ますか。

もう一つは、その使われ方といふことも、最終用途が何であるかというふうなことにつきましても、やはり考え方のファクターになると思ひますので、一つの品物について一がいといいとか悪いとかいふ考えはしておりません。

○石野委員 そうすると、通産省は十七品目を十三品目にしたのだが、それがやはりコム規定に該当するという認定を下す基礎になったのは、だからからそういう知恵をもらったので出てきたことですか。

○今村(農)政府委員 これは従来通産省で戦略物資の輸出について審査をしておりますが、コムの約束に基づいてリストがございまして、いろいろ

○菅野國務大臣 そういう技術的なことは私はわかりませんが、先ほどから申し上げましたとおり、コム自体について再検討すべきだというのは、技術水準がだんだん向上するに従って戦略性というものがだんだん減ってくるのじゃないかというふうなことからして、コム全体のリストを再検討する必要があるんじゃないかというように考へておるのです。戦略性が少なくなつたものはコムからははずしてもいいじゃないかというふうな、私自身はそういう考へをしておりますが、技術的なことについては私はしるうとでありまして、それはそれについてどういふことは私としては申しかねます。

の内規もできております。そういうものと照らし合わせて、通産省独自の判断でやっているわけでございます。

○石野委員 大臣、いま今村さんからお話のあるように、やはり通産省独自の判断でやられたようです。いろいろな憶測もあるだろうと思いますが、私はやはり、コムの規定については、技術もずいぶん進んできていることから、かりにアメリカさんが何と言おうと、コムの中の諸外国が何と言おうと、日本が戦争をしようとしているわけではないのだから、日本の貿易を広げ、経済を向上させようという意味でやるものについては、進んでコム規定のうちに外に出ていくように努力しなければいけないだろうと思うのです。十三品目を通産省独自でそういうようにきめていったというけれども、私は、これは必ずどこからか示唆があって、そしてやはりそれにガッチと押えられているからこうなったのだと思う。答弁ができないだけなんだとぼくは思っている。問題は、その大根はどこにあるかといえば、大体私はアメリカさんだと思ふんですよ。しかしアメリカさんのほうでは、自分で商売をするについて、品物がたくさんできて過剰になってくれば、人さまを押えておいて自分はどうぞん売っているのですよ。今度アメリカのIBMは電子計算機なんかソビエトにどうぞん出しているでしょう。だから私は、そういうような外交政策の上からいっても、いずれの国もみなその国の利益を守るためにがんばっていると思うのです。日本はやはり通産政策の中においても国の利益を守るといふことを少し考えなければならぬと思うのだ。先ほど、その国の利益を守る過程の中で、特にこういう措置をされるということで田中委員からもお話があったように、憲法上考えなければならぬような、国民の権利までも押えつけるようなことをかけて行政措置でやるというような結果が出てくる事情がこういうようにして明らかになってきている。だからこの際ひとつ、コム委員会というものは全く任意的な団体であって、そしてできる限りお互い

がやはり良識をもってやろうとしている、その良識の中で国の利益が押えられるようなことがあってはならないと思う。国の利益を押えるようなことを承知しながら各国へ義理立てをしているようなことであつたら、これはもう政府は国民に対して間違つた方策をとつたといわなければならぬ。だから私のお願いしたいことは、政府がいまなの方でいろいろ配慮しているだろうけれども、国民の立場からすればよけいな心配だといわなければならぬと思います。だからもう一度これは考慮してもらいたいと思う。そうしてできる限りこういう禁止品目という不許可のものを少なくしていく、できることならゼロにして、しかもこれは持ち帰りを前提にしているのですからね。一時出ていくときは輸出の形なのではないけれども、持ち帰るのだから、持ち帰る条件だけは厳格に業者に守らせておいてやればよい。大臣は技術はわからないけれども、何、ポイントをびしゃつと押えればすぐわかるんだというように先ほど言った。そんなわからないことを言わないで、あんまり遠慮しないで、ひとつ日本独自の方針でびしゃつとやってほしいんだ。大臣、過去四回も五回もやった展示会ではこんなことはなかったのですよ。だからいわゆるコム委員会との間の交渉の過程において若干の時間をとるといふような問題があるのは、私はそれはやむを得ないと思うのですけれども、やるだけのことをやって行き詰まったのなら、それは国と国との関係もあることだから、私たちは場合によっては文句があつても言うことを聞きます。だけれども、そういうこともしないで、国が業者をがっちり押える。しかもそれは秘密のリストの中で出てきたもので、それで一年間もかかってどうぞん準備させて、相当な経費をかけて物をつくらせて、そして倉庫にまで入れて、もう船積みしようという段階のときにびしゃつと押えたら、これは小さい業者だったらまいった。そんな権利が政府にあるのですか。こういう

問題について、損害賠償なんかというものは当然出てくる。損害賠償の前に展示会をさせなければいかぬと思いますが、かりにそういうことを強行するとするならば、そういう業者に対する賠償、補償というものをちゃんとしなければいかぬです。私は、政府にもいろいろ事情があるうし、公の席上で言えないような事情もあるだろうから、これ以上のことは言いませんけれども、しかしこれだけのことは大臣ひとつ言ってもらいたい。十三品目というのは十三品目になったのです。だからもう一度これを五品目にしたり三品目にしたりすることが、あなたの方の決意次第でできるんです。その努力をしてください。できることならゼロにしてもらつて、二千二百四十点というものは全部出して、そして外国からのいろいろな文句があつたら、なぜ体を張って通産省はそれに対抗しないのですか。そして国の利益を守るといふ方針をとらないのですか。私の言っていることは間違つていませんか。私は、これは社会党の石野という立場じゃないに、国民の立場で言っているのですよ。日本の国民はこれを要求しているし、日本の業界がこれを要求していると思ふんだ。通産省はあまりにも一方的な立場でそれを押えることはやめてもらいたいと思ふんだ。あなたの方の答弁のしかたがなかなかむずかしうだから、多くは聞きませんが、一つだけ、やはりあとの品目についても配慮するということをおいつ考えてほしい。もうこんりんざいこれより動かないということなら、私はこれはまだ質問したいと思ふんだ。

○菅野国務大臣 国民的利益ということをしきりにおっしゃつておるようですが、私は、貿易というものは、日本の利益をはかると同時に相手国の利益もはかるといふことでなければいかぬと思ふのです。日本さえもうければいいという考え方はいかぬと思ふのです。だからして、今度の展覧会も、展覧をすることによって、中国の技術水準を高めてもらいたいというところにもやはりねらいがあると思ふのであつて、これによつてもうけよう、そういうような小さい考えではいかぬと思ふ思つておるのであります。そこで、最初が聞いたときには、十七品目がだめだということでありましたから、私はできるだけ展示を禁止する品目を少なくしてほしい、もう一ぺん再検討してみないかということを経務当局に言つて、そうして事務局では、それでは四品だけは、ボーダーラインで、まあ無理と思つけれどもなにしましようというところで、四品だけ削つたようなわけで、これが最後の線です、こういうことであつたのであります。そこで、これからはひとつこの点は、もう少し業者の人もあらかじめ前からよく相談してもらつて、そしてコムに抵触するかどうかというのをよく御相談いただいてやつてもらつたら、非常に都合がいいと思ふのです。そしてこれから、先ほどもお話し申し上げたとおり、いろいろ技術水準が高まつておる余地もだんだん出てきておりますから、これからのコムの運営についてはひとつ弾力的にいきたい、こう私は考えておりますが、今度はまだ時間的なには間に合ひない、こう考えておりますから、ひとつ石野さんもおつて、せつかく日中貿易に一生懸命やつていただいておりますからして、十三品目はひとつからんべんしていただいて、二十品も出すのですからして、これが成功するように石野委員もひとつ御協力をぜひお願いしたい、こう思う次第であります。

○石野委員 日中貿易を拡大するためというよりも、世界貿易を拡大するためなら一生懸命やります。大臣は今度の問題について、いまの発言の中には、私たちもやるけれども業者の人ももう少し早く、こういうように業者におつかせするようなものの方をしておる。業者は前々から相談をかけているのですよ。そこで大体三月の末ぐらいまでは、だれも文句なしに、品目についてはけつこうですよというので、ちゃんと倉庫に入れるまでやつてきていることなんです。四月十八日になつて突如として、この品目に対する禁止

というか、なにがあなたのほうから出てきたのです。いままで出してあったリストをもう少し下げ、十七品目を消してまた出すというような状態になつておる。だからこれを業者の人もというようなものの言い方は間違ひです。そんなことを言つては間違ひです。業者はそれは一生懸命考へていますよ。そうじゃない。業者は一生懸命考へておるのだけれども、むしろ当局が、というよりも大臣が、とにかく十七品目について、業者の意向をそななくしつつやはり四月だけ下げさせたのですから、これは実を言へば、通産省の配慮によつては、決意によつては、やり方によつてはゼロにすることもできるのだ。これはだれに遠慮しているのか私は知りませんよ。だけれども、その遠慮している方に対して、もう少し強い態度で、業者を守り国を守るといふ立場を通産政策上考へてもらいたい。軍隊だけで国を守るのではないです。軍隊なんていまの日本は守る力はない。守るのは一にかかつて貿易ですよ、産業ですよ。その産業の面でだんだん後退していったら、国民は生きていくことはできません。この問題はまさに日本が生きていくか生きないかの一つの岐路を決する問題だと私は思つておる。それだけに、今日政府はその先頭に立つて、やはりいろいろ苦しい立場があるうとも、ココム委員会での交渉をしてもう、こういうことをやってもらわなければならぬ。だから、大臣が十三品目は、もうこれだけしかんべんしてくれということなら、私はもう少し考へてもらいたい。なぜそんなに遠慮しなければいかぬのか。そうじゃなく大臣、十三品目をゼロにすることができなければ、かりに六品目になつた五品目になつた方がいいですよ。今村さん、もう少し考へてごらんさい。配慮の余地はありますよ。もし何だったら、昭和三十八年にやつたと同じように、もう一ぺんココム委員会に問い合はせて、持ち帰りでなければそれでやりますというところで了解を得たらどうですか。もしそれでだめだというなら、ココム委員会から抜けたらいいだらう、私はそう思う。そういうほんとうに政

府の腹の底をひとつ聞かしてもらわなければ、大臣、十三品目これだけかんべんしてくれというのはちよつといただけませんよ。

○今村(農務)政府委員 事務的な立場からちよつとお答え申し上げます。

先ほど業者のほうからの相談とか連絡につきまして、大臣が申し上げましたその趣旨は、おそらく今後の問題につきましては、なるべく前もって相談をしていただく、こういう御趣旨であつたと思ひます。今回の天津問題につきましては、先ほども申し上げましたように、三月、四月のころにいろいろ御相談を受けたわけでありまして、しかし何さま非常に膨大な品目でございまして、その品目につきましてはスベックとかあるいは性能とか、いろいろなものがあるがそれぞれ詳しくわかりませんと判断がつかないという事情がございまして、はつきりした結論が出るのがややおそくなつたといううらみはあつたかと思ひますが、そういう事情でありました点をひとつ御了解いただきたいと思ひます。

それから第二点の再検討の問題につきましては、私どもとしては、大臣からの非常な厳命もございまして、極力何回も検討し直しまして、最後の最後に残りましたのが現在のラインでございまして、事務的に申し上げますと、これをさらに再検討して違つた結論を導き出すということは、非常に困難であらうと思ひます。しかも展覧会の終わるのが六月の十四日でございまして、少なくともそれまでは品物が向こうに着かなければ、目的を達しないわけでございます。そういう時間的な判断から申し上げますと、それまでに違つた結論を導き出すということは、これはむづかしいといふふうに判断をいたしまして、先ほどのようなことに御答弁を申し上げたわけでございますので、この点もひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○石野委員 まあスベックや性能のことがはつきりわからないものだからもたもたしておりまして、こう言うのだけれども、実際に品目は幾つもありましようとも、リストの中で出てきているのは、先ほども言ったように、ナンバーにすれば四つくらいのところの部類に属するものなんです。大体焦点はそこだということはおわかつておるのだから、そんなにわからないはずはない。だから三月、四月段階でわかつてないことはなかつたのだけれども、おそらくどこからか問題が出てきたのだ、私はこう思うのだ。そこはあまり言ひませんが、とにかくそういうような実情なんだから、もしそういうことでどうしてもあちらさまに、どこそこさまに悪いといふならしかたありませんよ。それははつきりしてもらへば、そうならば、私たちは国民的な総意でそういう問題にもう少しづつからなければいけない。そうでなければ、いつまでもこんな秘密なリストで日本の貿易が押えられていてはどうにもならぬですよ。

それからもう一つ、事務的な手続の上からいいますと、六月十四日に終わるのだからといううなこと、それはありがたい配慮だけれども、しかし、許可をして、あとどういふふうにするかということは業者がまかせればよいのです。業者間で持つていかなければいけません。ごたごたして、せつぱくいい結果が出たのだけれども持つていけなくなつたというなら、これはまた両国の間の考え方の上でもずいぶん違つてきます。先ほど大臣が言うように、貿易というの自分だけもうけるのではなくて、相手方ももうけなければならぬ。同時にやはり向こうも感じよくしてやらう、こちらも感じよくしなければならぬという問題がある。かりに実績として品物を持つていくことができなくても、努力の結果は、こういうふうに政府もここまでするだけどもこうなつてやつたというなら、また話のしかたは、商談を進める上から違ひが出てくるのです。だから、そういううなことは、私はやはり業者に対しては非常に大事なことだと思ひますから、努力すべきものは努力してほしい。だから、私はもう多くは言ひませうから、もうこれでだめだという紋切り型のようなことをしないで、自主的な立場でもう一ぺん、

これだけわれわれの意見があるのだ、みんなの要望があるのだということを政府は聞き入れて、再検討してもらいたい。

○菅野國務大臣 石野委員の日中貿易への御熱意に對して、われわれ大いに動かされるものがあるのではありませんが、今度の問題につきましては、どうせほかのものの特認をとらなければならぬのでありますからして、この十三品目について特認を申請しても、おそらくもうノーとくるということが大體わかつておるのでありますからして、したがって、われわれのほうでそういう手続をしても初めから結果はわかつておるといふものについては、もうかえつて手続をしないほうが日本の将来の信用のためにもいいんじゃないか。初めからわかつておるんじゃないか、こんなものの特認を申請してくるのはいかぬんじゃないかといううな、そういううな気持ちでココムで持たないようになつて、私は今後の日本の貿易の発展のためにもいいと思ひ、また将来輸出する上においても私はいいと思ひ、また将来輸出する上においても私は品目について特認を得るということについては、これはやはり相当な理由をつけなければならぬのでありますからして、その点は事務局は非常に今後苦労することと思ひますからして、十三品目についてはそういう点でこれは検討した結果なんでありまして、その点をお考え願つて、天津の展覧会が大いに成功するように御協力をお願いしたいし、また日中貿易の伸展のためにもひとつこの上ともの御協力を特別にお願い申し上げますと存する次第であります。

○石野委員 政府の考え方というのは、いろいろ菅野大臣は説明されておるけれども、私は、日中貿易に對しては全く誠意がないと思ひます、率直に言ひまして。みづから難関にぶつかつて打開しようといううな熱意はないものと私は思ひます。それと同時に、ココムというものについて、政府が今後これに入つていくということは、もう一ぺん国民的に考慮すべきだとぼくは思ひます。こういうものに入つていなければならぬ理由がど

こにあるのか、ひとつそこまで考えなかったらいいのではないだろうかと思ひます。そういうことでなく、全く秘密のリストの中で日本の経済上の自由行為が束縛されたり何かするということなどは、これは大きな問題です。私はいまだで政府がこのコユリストについてできる限り善意の努力をしてきたと見ていました。だから多くのことは言わないで来たが、こうなってくるなら、これはコユリストをもう少し明確に政府は国会に出すべきだ、全部出すべきです。コユ協定の内容もはっきりすべきだ、私もそれを要求する。これは必ずこの次の委員会です。それをやってもらわなければ困る。そういうふうな政府がいろいろ苦しい中においても善意な努力をしてきているということも前提として、だから私たちはそのことをあまり触れようとしなかった。だけれども、こういうふうにして業界の自由行為を抑えるということになり、そして将来の貿易の問題について政府は、貿易というものは相手方が怒るのだ、展示会だって相手方が怒るのだ、相手方が怒るのもって電報を入れてきている、そういう実情が出てくるときに、民間は一生懸命、皆さんが吉田書簡とかコユだとか押えつけている中を私のけいけいのけて業界が広がっているやつを、今度また水をぶっかけるようなやり方をあえてこの時期にするということ、私はどうしても納得することができない。これは大臣、はっきり聞きますけれども、大臣は、何でもそんなに遠慮しているのですか。それでは通産省はなぜこの十七品目というものをそういうふうな認定したのです。日本の国の行為として、かりにけられてもいいから、コユへ出したらいではないでしょうか。皆さんが業者の立場だとか、あるいは展示会が進展するようにと言ったって、政府がそういう考え方だったら展示会は発展しつこない、成功する理由はないじゃないですか。もう少しきびしいものじゃないでしょうか。政府の考え方がそういう方向を向いておいたら、相手方はそんなに易々と受けてはくれないと思ひます。だから努力するだけ努力している

ならいいけれども、みずからせきを立てて、もうこれ以上はだめでしょう、だめでしょうということをやつたら、何もできないことになりすから、私はあえてこの点については、大臣の答弁でもございましてけれども、考慮していただくべきだと思ひます。

それともう一つ聞いておきますが、もしこういうことの結果、不幸にして十三品目が撤出すること、展示することができないという場合に、これらの人々が、通産省の協力を得ながら今日まで営々として努力してきたことが、非常に大きな経済的な損失を受けるだらうと思ひます。この損失はにかかつて通産省の従来指導と、それから四月十八日に行なつたところの指導との食い違いからくるのです。その責任はすべて政府にある。私は、そういうものに対して政府はその損害賠償をどうするかということも明確にしておいてもらいたいと思ひます。

○菅野國務大臣 再三再四の考慮を促されておるのでありますが、先ほども申し上げましたとおり十七品目については、できるだけひとつ少なくするようにということと事務局に命じて、そして四品目だけは、これはいろいろ問題があるけれども、展示するようにしようという返事をもらったわけでありまして、石野委員のお気持ちと私の気持ちは同じことだと思ひます。日中貿易を盛んにしたいという意味で、せっかくこの展示会も成功せしめたい、また、それによって日本の科学水準を中国へ大いに誇示したいという気持ちを持っておられることについては同じ気持ちだと思ひますが、しかし、先ほども申し上げましたとおりここで再考するということと申し上げても、どうせ再考するということとはパリへ特認を申請するということになるのでありますが、その結果については、大体そのお約束は私はできないと思ひのであつて、再考したが、石野委員の御希望どおりになるといふお約束はできないと思ひのであります。まあ御希望どおりの結果を得られることの可能性が乏しいということだけはあらかじめお断わりしておきたいと思ひます。

りしておきたいと思ひます。

○石野委員 ぼくは、努力をした結果考えたようにいかなかったりすることは、これはやむを得ないことだ、相手のあることでもあるし。実際は、コユ委員会そのものについては、われわれは問題があるんだ、だからこんなものの制約を受けることはいないんだということだけれども、現実になた方がコユに入つておつて、そこから出てくる問題がこうだということなら、これは私たちがしかたがない面もあると思ひます。しかし、従来は持ち帰りということの確認さえあればどんなものでも出していいということとをコユ委員会からもちやんと返電をもらつておるのに、何も日本が進んで自分からワクを立てていくことはないということを私は言つておるのだから、十七品目が十三品目になった、あのものにつきましても、もつと通産省は努力して、時間的に間に合うとか間に合わないとかいうことは抜きにして、かりに時間的に間に合わないでも、その趣旨を達成することができれば、かりに品物が間に合わなくても、それだけでも私は前進だと思ひます。それを押えていこう押えていこうとしておるやり方が私はどうも納得がいけないから言つておる。だから、再考してもらいたい。結果がどうなるかということとは別として、これはあなたの方の努力の問題です。もう一つ、もしそういうような品目は展示できないということになりますと、従来通産省が指導してきた方向と、それから十八日の通産省が、口頭通達、いわゆる行政措置によって展示ができなくなつたということとの間の食い違いが出てくる。業者はそれのために非常な損失を受けます。こういう問題についてどうするんだということ、これはひとつ考えなければいかぬでしょう。先ほど今村さんは、別にそれは行政措置をしていませんとかなんとか言ひました。文句も来ておりませんというが、文句が来ていないんじゃないんです。リストが来ていたのをわざわざ十七品目にしたんだから、そのために繰り入れたものはまた元に戻さなければならぬということになつてお

る。それに対して政府は、これはおれは知らぬのだということをやつてはいけません。私は、全部が出ることと前提としますけれども、不幸にして一品でも二品でも出ないということになつてはどうかするんだということについても、政府ははっきりちゃんとした態度を示しておくべきだということとを先ほど聞いたんで、これに対する答弁を聞いておきたい。

○菅野國務大臣 いまの業者との関係については、私は大体あらかじめ業者とも打ち合はしてやつておることだと思つておつたのであります。が、石野委員のおこぼれによると、そうではないということとあります。だから今後業者も品物をつくる場合には、通産省とよく相談してやつてもらいたいという私の希望を申し上げたのであつて、かりにそれが特認が認められぬということになつても、業者のほうはそれほどまでに損害賠償というようなことはおしやられないだらうとこつちは樂觀しておる次第でございまして、そのときはそのときでまたひとつ業者の人ともよく御相談したい、こう存じております。

○石野委員 いろいろ問題があるけれども、とにかくこれはこのままではいけませんから、先ほど大臣から答弁のあつたように、もう一度考えてもらつて、前向きな方向を一そう広めていただけるようにひとつお願いしておきます。

私の質問はこれで終わります。

○島村委員長 佐野進君。

○佐野（進）委員 石野さんのほうから長時間質問がありましたし、お昼も過ぎたんで思つたのですが、先輩からどうしてもやれということですから、やむを得ず、若干の時間質問をしたいと思ひますので、答弁をひとつお願いしたいと思ひます。

私は、この前通産大臣がお話しになりました通産政策の基本的方向と重点項目、この中できのう平岡さんのほうから触れられました点を避けまして、三点ばかり御質問をしてみたいと思ひます。

資本の自由化を前提として、ことしの重点施策をするのだということ、いろいろ大臣はきのうの本会議でもお話しになっておられますが、私は、それらの点を通じて、この方針をずっと読んで見て、幾多の矛盾点と、何かそのことをやるのだということでありながら、十分それに取り組む姿勢を示されていない。特に中小企業対策については、ことばではうまく言っておきながら、施策全体の面から見ると、やはり中小企業を圧迫する、こういうようなこととことしの重点施策が施行される、こういう感じをいえないわけであり

ます。そこで第一点として、私は、この九ページの「産業の構造改善の促進」に関連して御質問してみたいのです。この中で、十一ページのところで、「財政、金融等の面で所要の促進措置を講ずるものとします。」ということ、四つ、特に繊維は別としていたしまして、ここで三つの産業を指摘いたしておられますが、この中で、特殊鋼業を産業構造を改善する面で重点の一つにあげておられます。特殊鋼業を重点にあげたということは、それだけの理由はもちろんあると思うのであります。が、今日一昨年来の不況あるいはそれから脱却したという現在の段階の中で、一番問題点として指摘されておりましたのは、やはり鉄鋼産業、それに関連する事業が、不況の中において一番問題になった一つだと思っております。ところが今日、鉄鋼は、いわゆる好況という形の中で設備の充実をはかるということで、鉄鋼設備の面についていろいろ話し合いを行なっておる、こういうことが言われておるわけです。したがって、特殊鋼業を産業構造改善のために一番重点として取り上げて、これに対して融資なりあるいは財政金融の面においていろいろ措置をするのだ、こういうように言っておられますのも、必然的にこういう企業に対してこ入れを今日するというところで、通産行政がこれを施行する、結果的には中小企業に対して圧迫を加える、こういうことになるのかならないのかということがたいへん心配になるわけ

です。たとえば鉄鋼が、設備の増強をする過程の中で、不況を脱却する過程の中で、中小企業の鉄鋼業者を系列化し、それに対する支配体制を固めつつある。これはだれもが否定することができない現状でありますので、これらの面から見た特殊鋼業に対する重点施策というのに対して非常に危険性を感じるのですが、通産当局としては、特殊鋼業をその対象の重点に取り上げた経過と、いま私が申し上げた面についての心配がないのかどうか、まず第一点にお伺いしておきたいと思うので

す。たといえ鉄鋼が、設備の増強をする過程の中で、不況を脱却する過程の中で、中小企業の鉄鋼業者を系列化し、それに対する支配体制を固めつつある。これはだれもが否定することができない現状でありますので、これらの面から見た特殊鋼業に対する重点施策というのに対して非常に危険性を感じるのですが、通産当局としては、特殊鋼業をその対象の重点に取り上げた経過と、いま私が申し上げた面についての心配がないのかどうか、まず第一点にお伺いしておきたいと思うので

成である、こういう認識でございます。

○佐野(進)委員 特殊鋼業を助成することが結局中小企業の圧迫にならない、こういうような言い方ですから、私もよく勉強しておりますので、いまの発言をそのまま信じたいと思います。

ところが、そういうようなことで助成をして企業が発展していけば、苦しいときは助成を願うけれども、楽になってくれば必然的に膨張したいという意欲が出てくることはどの企業でも当然なことだと思ふ。したがって、そういうことに対して、あらかじめどの限度においてそれらについて助成をしようとするのかということをはっきりしておかなければ、たいへんな結果になる。いわゆる中小企業、中堅企業とはいえないが、その中には格差があるわけですから、その小のほうに対する圧迫が必然的に強化されてくるということは否定し得ない現状だと思ふのです。その一つのいい例が、いま鉄鋼設備について、この新聞にも出ておりますけれども、各社の競争がきわめて激しくなつて、必然的に自主調整ができなくなつてゐる。しかも鉄鋼産業はいまや日本における巨大産業の一つとして数えられ、これが政治的にもあるいは経済的にも与える影響がきわめて大きいといわれておるとき、中小の鉄鋼業界は必然的に大企業の系列下に入らなければその企業の存在が許されない、こういうような形になり、過酷な条件を受けつづいて運営に四苦八苦しておる企業が、必然的に合併、吸収という形になろうとしている姿が見られるわけです。そういうとき、

通産省は、片や特殊鋼業に対しては補助してこれを育成し、中堅企業をむしろ発展させますよと言いつつ、大きくなつて安定して少しくなるうとするときにいへば、いわゆる自己の拡張をしようとする欲望のもとには、他のそれぞれの企業に対して何ら考慮しないという面が見られるような、そういうことに対しては何ら措置を講じておられない。特にこの方針の中では、「産業の構造改善の促進」の中で、「過当競争から設備能力の過剰、企業体質の弱体化を招く等の問題を内包しており、」云々ということをおきながら、現

実は、これらの自主調整に対しては、自主調整という名のもと鉄鋼産業の巨大化に対しては、全然と言つていへば通産行政のほうの指導力がないような印象を受けざるを得ないわけでございますが、こういう点については、いまこの新聞にあらわれておるような経過の中で、通産当局としてはどういう措置をとらうとしておるのか、これについてお伺いしておきたいと思ふのです。

○高島政府委員 いまお尋ねのございました点は、大きく分けて二つの問題点になつてくるかと思ひます。一つは、特殊鋼業それ自体がいかにに体質改善をしていくかという問題でございます。それから御引用になりました設備投資について、最近鉄鋼が非常に注目を浴びておりますが、この点は高炉を中心とした設備の問題が議論されておるかと思ひます。特殊鋼をつくらせておる分業は、これは不況になつてみると非常にわかつてくるわけですが、いずれも体質が劣つておる。これは日本という国が、一つは原鉱石の確保等について外国に仰がざるを得ない非常に特殊なレアメタルを特殊鋼は使うわけでありまして。電気の問題等もありまして、コスト的にも非常にむずかしい業界でございます。これは私の感じでは、やはり体制整備の基本方針を進めていっていい分野ではないかという感じがいたします。片方、先生御引用の、新聞に出ております鉄鋼設備調整と称しておりますこれは、普通鋼の、特に大社を中心にした分業において、設備を拡張しよ

うという意欲が非常に強く出ております。この意欲が起ってくる必然性を考えてみますと、日本の鉄鋼というのは相当に進んで、特殊鋼と違ひまして普通鋼分野は非常に競争力がついてきた分野でありまして、これに対して技術革新がまた新たに世界的なベースで起こっている分野でございます。めいめい日本の進出に対して、さらに自分の力を一歩強化しようという動きが、ヨーロッパはもろろのこと、アメリカ自体にも相当に強くなるわけでございます。そういったしますと、日本の場合、溶鉱炉を一本建てますと、粗鋼ベースで最近では二百万トンという大きな製鋼ができる形に世界的技術がなつてまいりました。日本側のほうもそうなつてまいります。そうしますと、各社は、この機会にその大きな設備で、競争力がある意味においては非常に充実した設備においてやりたい、こういう必然的な考え方が出てきます。これはいづれももつともであります。それに対して開発銀行の金を融資するとかいうふうな形のことはいきなり融資をするとか援助の措置は日本はとっておりませんが、めいめい自分の力で、あるいは銀行から借金をいたしましてやろうという気がまあ非常に多く、多数の高炉計画が出てまいっておるわけでございます。将来これはむしろ需給との関係をよく調整して、節度のあるところの、政府の考え方としては自主調整という形でおさめていってほしい。政府側のほうには、正直に申しまして何も手がないうわけでございます。これは自由企業になつておりますから。しかし、できるだけみな話し合ひで、全体が将来過剰設備のようなことのないように話し合ひをしてもらいたい、こういう形で目下それを進めておるわけでございます。

他方、中小企業問題という角度からの先生の論点から考えてみますと、そういう大手六社の間にある節度を守らせるということが、ひいては他に平電炉業者と申しまして、単に平炉、電炉を持ちまして、鉄鉄を買ってくる、あるいはピレットを

入れて圧延をするというだけの業界がございまして。そういった分野に対しても、設備過剰ということでは将来値段が暴落するようになりなすことと、一番先にそういった分野が打撃を受ける心配がございまして。われわれのほうはどうか自主調整でこれを極力いいところへおさめてもらいたいということをしつこく念願しますのも、一つはその問題を気にするからでございます。かたがた平電炉業界自体を振り返つてみますと、これは常にこの弱弱のために、鉄鋼というものが値段が下がり出したときに、政府としてははつておけないというところになつてくる原因でもございまして、片方設備調整の円滑な遂行を期待いたしますと同時に、平電炉業界自身にも、いままでこれは一回も集まったことがないというたいへんな業界でございまして、一堂に会して、どういう方向に行くべきかということを実際に検討してもらおう。これが全部中小企業だといひますとおられるかも知れませんが、対関係においてはこれは弱い分野でございまして。そうして条鋼鋼等を中心に生産しておりますので、ここが景気変動の波を非常に受ける上がつたときは非常に上がつて人に迷惑をかけるし、下がつたときはそのために全体の生産を何とかコントロールしなければならぬというようにすることになるので、この体質自身を何とか強化する方法をお互いに考えようじゃないか、こういう呼びかけをいたしまして、鉄鋼部会の中に、片方設備調整をお互いでやっていますのと並行いたしまして、平電炉小委員会というものを新たに設けまして、ここできろいろやっておるわけでございます。ただ、これは中小企業というとしかられるかも知れませんが、中堅企業の長年自分の力で開拓をしてきた分野のそれぞれのヘッドでございます。

議論はまことにいろいろな角度から出てきてまして、まじめに上げることはなかなかたいへんな仕事であると思ひますが、そういう意味においてこの問題困難でございまして、今後取り組んでいきたいという姿勢で進んでおります。

○佐野(進)委員 大体いまの質問でわかりましたけれども、特殊鋼といひますの中小鉄鋼業者との問題が、大企業といひますの過剰投資といひますか、ただ膨張すればいいという形の中で、その拡張をする犠牲にならないように、特に特殊鋼業に対する助成をする場合において、それらの企業が将来健全な発展をする、そういう形の中でやはり指導してもらう、吸収し、中小企業に圧迫を加えるという形にならないように、ひとつ配慮しながら進めてもらいたいということで、この問題の質問を打ち切りたいと思ひます。

○熊谷政府委員 流通対策、消費者行政が物価対策の観点から見てどういふことになつておるかという御質問であらうと思ひます。

通産省といたしましては、御指摘の消費者物価、それからさらに卸売り物価といふものにつきてまして、低位に安定するような努力を払つておるわけでありまして。昨年も卸売り物価につきていろいろ広範な調査をいたしたわけでございますが、その調査のねらいといひますのは、物価を下げるのにどういふ点に問題があるかという点を調べてみたわけでございます。御承知のように、生産面では中小企業はおくれておりますが、その他の面におきましては、最近合理化が相当進んでまいりました。そういう意味で生産コストは比較的下がりつつあるわけでございますが、流通関係になりますと、むしろ人件費が主であつて、しかも合理化が進まないといふことで、むしろ物価を押し上げる要因に働いておる、こういうことでございまして。したがって、今後消費者物価にしろあるいは卸売り物価にしろ、これを低位に安定させるための対策といたしましては、流通機構の合理化が一番大事ではなからうかという感じでございます。その意味におきまして、この流通の合理化という問題は真剣に取り組んでまいりたい、こういうことでございまして。なお、このほかに、御承知のように資本自由化に対しまして、この流通面といふのは一番弱いものでありまして、そういう意味から見ましても、流通行政の拡充ということとは必要であらう、かように考えます。

この重点の第七の流通、消費者行政の中で、私は、消費者物価が上がる一番大きな原因として農水畜産物、中小企業製品、サービス料金、これが消費者物価を押し上げておる最大の条件だということをたびたび聞かされておりますし、私の調査した面についてもそういうことになつておると思ひますが、こういうような消費者物価を引き下げするため通産省当局が消費者行政を推進するという形の中において、これらの問題とどのような関係を持つておるのかという点をまず第一に聞いておきたいと思ひます。

○菅野国務大臣 先ほどの中で中小企業の問題がございまして。農林水産のほうは、これは農業のほうの問題でありますから、サービスというの多少少関係がありますが、中小企業では労力の問題、これがやはり中小企業の製品の値を高くしている原因だと思ひます。そのほか、中小企業は生産性が乏しいので、したがって製品が割高になつておるというふうなこと、そういうことで、あとで詳しいことは政府委員から御説明申し上げますが、生産性を高めて、そして物を安くつくるといふこと、そういうことが通産省としてなすべきことだと思ひます。それと流通面においてもいろいろ

ます。そういう観点からいたしまして、できるだけこの消費者の声を生産、流通に反映していきたい。それと同時に、消費者がいろいろ買いたい物をされる場合に便利になるような措置も講じていきたい、こういうのが消費者行政のポイントでございます。物価、消費者行政あわせて、国民生活の充実に寄与してまいりたい、こういう考え方でございます。

○佐野(進)委員 流通機構の問題についてはしばらくおくとして、消費者行政の面について私はちょっと聞いてみたいと思うのです。

いま通産省の行なう消費者行政は、いまのような非常にばく然とした程度しか説明がないわけなんです。大臣のこの方針に対して、たいした取り組みが法的にも実際の面においてもないことをいろいろ研究した結果発見したわけです。法律的には商品表示の問題をはじめ、二、三これに関連する法律はありますが、実際の施策の面からいって、各都道府県を通じて消費者行政について指示をする、あるいはそれに必要な予算をきめる、この程度しかやっていない。やっていないのに、重点の第七として消費者行政を取り上げる。これは全く、消費者行政というものは大切だというそういう世論にこたえるような、ただ単なることばとしての表現それ以外にないに感ずるわけです。ところが実際、物価問題が出るならば、必然的に消費者行政がその裏としてあらわれてこなければならぬわけなんです。そういう面からすれば、いま言ったような答弁では全く不満足だといわざるを得ないわけです。通産行政における消費者行政について、重点の第七にあがるほどのことであるなら、もうひとつ実のあった答弁をしてもらいたいと思う。これは大臣からひとつお聞きしたいのです。

○菅野国務大臣 具体的な対策についてはあとから政府委員からお答えいたしますが、御承知のとおり、戦後物が足らぬということで、物の量というところで生産政策が進められてきたと思います。しかし、大体物が足りていきますと、質の問題に入っていきます。そこで、今日では通産行政としては、われわれはもちろんな生産のほうをやっておるのでありますが、その生産した品物は結局消費に充てられるのでありますからして、やはり消費というものを目標にして生産を進めていかなければならぬ。それには質のいいもの、できるだけ生産性を高めて安いものをつくる。そして必要な量は十分に満たすように、必要な量をつくるという、この三つが通産行政の私は根本だと思っておりますのであります。それがすなわち、結局は消費者行政に当てはまることになると思うのであります。なお具体的な問題については政府委員からお答えいたします。

入っていきます。そこで、今日では通産行政としては、われわれはもちろんな生産のほうをやっておるのであります。その生産した品物は結局消費に充てられるのでありますからして、やはり消費というものを目標にして生産を進めていかなければならぬ。それには質のいいもの、できるだけ生産性を高めて安いものをつくる。そして必要な量は十分に満たすように、必要な量をつくるという、この三つが通産行政の私は根本だと思っておりますのであります。それがすなわち、結局は消費者行政に当てはまることになると思うのであります。なお具体的な問題については政府委員からお答えいたします。

○熊谷政府委員 先ほど抽象的に申し上げましたので、通産省の姿勢がうしろ向きのようなお感じを与えたかと思いますが、全般的にこの消費者行政といえます問題は、生産行政より私は正直に申し上げましておくれおるといふことは、率直に認めざるを得ないと思います。それだけに、私もいたしましては、昨年から話し合っておるわけでございますが、今後の対策の樹立をはかっていかなければならぬ、こういうふうな考えております。先ほど先生御指摘のように、家庭用品品質表示法とか、あるいはいろいろな計量法というふうなことで、法律的な面から前進しておる。特に計量法も、この六月から施行になるわけでございますが、昨年の国会におきまして、消費者部門の面から改正をいたしましたような次第でございます。なお、そういういろいろな制度はございますが、私は、今後の消費者行政として一番大事な点は、やはり消費者のじかの声を生産、流通に反映していくという点ではなからうかと思っております。そういう意味合いにおきまして、従来、産業構造審議会の中に消費経済部会というのがございました。これはどちらかといいますと、家庭用品品質表示法をどういうような制度に持っていくか、従来は制度面の検討を主にやっておったわけでございますが、菅野大臣就任以来、これではいかぬというところで、むしろ消費者代表、第三者にも多数入って

いただきます。具体的な問題についてのじかの声を聞くという形にいたしておるわけです。その具体的な問題を消費者の方から出していただきます。あるいはモニター制度によりまして、消費者の声を直接につかまえてまいりまして、それを政府で解決すべきものは政府で解決する。企業局といたしましては原局に連絡して解決する。それを消費経済部会に定期的に報告していただく。

それから、この消費者行政といふのは、これは通産省だけではうまくまいりません、むしろ業界全体といふんです。業界界がその気持ちになつて、消費者の声を聞きながら、物をつくり物を売るといふ形にならないと完ぺきではないと思ひます。そういう意味合いにおきまして、むしろこの問題は消費者と業界界とが懇談されたほうがいいという問題になりまして、業界のほうにそれを申し上げまして、懇談会を持っていたく、それでその出た結論を消費経済部会に報告していただく、こういうことを考えて発足いたしておるわけでございます。非常にじまな問題でございます。は、一步、一步そういう施策を進めてまいりたい、かように考えております。

○佐野(進)委員 先ほど来申し上げたとおり、流通問題については、物価対策に直接な問題がありますから、しばらくおくとして、物価対策の観点から消費者行政を推進する、こういうことが方針に出ている。私は非常にいいと思うのです。いいと思うんだけれども、いま大臣が言われたり政府委員がお話になつておるような点は、重点施策でありながら、じまだと言われるように、それは全く発想にしかすぎない。ただそう考へておる、そうやろうとしておることだけだと思ふのです。実際上の問題としては、では、具体的に、ことしはいつどうやって何をやるかという点の裏づけがなければ、いま一番むずかしい物価対策を中心とする消費者行政にはならないと思ふのです。生産行政については、中小企業をはじめ、いろいろな点については、ほんとうに全体を

通じて非常に強く、いろんな面で意欲的なものが出ておりますが、さて消費者の利益を守ることになると、それらについてはほとんど出ていない。かろうじて出ておるのはこの最後なんです。その最後のこの文句の中においても、いま大臣が言われたように、こう考へる、それからこうだと思ひますという程度にしかすぎないと思ふのです。私はそういう点で、消費者行政を守るといふことは、物価を下げる、あるいは安い物を買わせるようにする、こういうことと同時に、実際上の行政措置として、消費者の利益を守るために、通産省の持つ権限の中で具体的に取組む要素が幾つかあるんじゃないか、なければならぬと思ふのです。そういう点について通産当局のほうで検討されたことがあるかないか。いわゆる通産六法、私もこれを見ておりますが、この中で、いま直ちに取組むことによつて消費者の利益を守る、消費者といふか、一般国民の利益を守る物価対策上から何か得られるものがあるような気がするんですが、そういう点について検討されたことがあるのかないのか。もっと具体的に申し上げますならば、何かいまやろうとする消費者行政の中心的なポイントが、いま政府委員がお話になつた以外にこれとこれとどうだという、それについては国民は大いに賛成して、やってくれ、こう言われるような意欲的なものが出てこなければならぬと思ふのです。そういう面についてあるかないか、ちょっとお聞きしたい。

○熊谷政府委員 先ほど来申し上げましたように、消費者行政のポイントといふのは、やはり消費者が買いたす場合、最近商品が相当高度化してまいりましたので、間違ひのないように便宜をはかつていただく、知識を普及していただく、こういう点が一つのポイントだと思ひます。それからもう一つは、消費者といふものはこういうものを要求しているんだというように声を聞く、あるいはアフターサービスについてはこういうようにしてもらいたいという声を聞く、それを生産、流通にできるだけ反映していく、こういう

面が第二の点でございます。それから第三の点といたしましては、第一の問題にからむわけではございますが、家庭用品品質表示法とあるいは計量法というように、法律、制度によりまして消費者を保護していくという点があるかと思ひます。そういう三つのポイントがあるかと思ひますが、最後のポイントは、先ほど申し上げましたように、家庭用品品質表示法の品目追加とか、あるいは計量法におきます量目の適正化というような問題を通じて拡大してまいりたい。それから消費者の声を聞くという問題は先ほど申し上げましたが、消費経済部会、特に産業界を結びつけてそういうものを運用していく。さらに今年度は、これは通産省だけではございせんが、モニター制度というのを拡大することにいたしております。通産省には従来三百名のモニターがおったわけでございますが、これを五百名に拡大したわけでございます。経済企画庁におきましても、こういう面についてのモニター制度を活用することになったというわけでございます。そういうようにいたしまして、非常にこまごました問題ではございますが、あるいははじめの問題ではございせんが、われわれとしては、やはり可能な問題を取り上げて前進したい。それからなお、消費者行政としてこういうことをやるんだ、あるいは消費者の声を聞くというところにあるんだから、こういうことをやるんだという計画がないじゃないかという御疑念もあるかと思ひますが、われわれのかまえていたしましては、やはり消費者がいまの時点において一番問題にしていることに重点を置いて解決してあげるのが効果がある方法だと思ひます。そういう意味合いにおきまして、消費経済部会におきましても、百貨店と消費者の懇談会を開いております。それで、買物の場合のサイズの統一とか、そういう問題をやっております。それから家庭電化製品についてアフターサービスの問題、安全性の問題、こういう問題を具体的に産業界と消費者の場で取り上げていただいております。消費

費者の声を聞きながら、ポイントに重点を置いて施策を進めてまいりたい、かように考えております。

○佐野(進)委員 どうもかみ合わないで困るのですね。物価対策の観点を中心として、消費者保護のための行政をさらに拡充する、そういうことで消費者行政を推進する、こういうことが重点施策だ。こういうのですよね。ただ単なる通産行政の中において、消費者行政を推進するというのではないのです。したがって、当面、一番問題になる物価対策の観点に立つて消費者行政を推進するということになるならば、いわゆる、いかに安い物を確実な品物として消費者が簡単に買うことができるか、そしてそのことによって生活を豊かにすることができるといことが問題でなければならぬと思ふのです。ところが、いまのお話では、単なる通産行政の中における消費者行政として、何かやるべきことがないのかということ、こういうことがあるんですという説明にしかすぎないと思ふのです。いま国民が願つておる、消費者として消費者行政をしてもらいたいという——このことはいいのですよ。ここに書いてある文章はいいんだけれども、文章に合うようなものが、いまの説明の中では何もないんじゃないですか。何もないといつては言い過ぎになるかも知れませんが、たとえきょうの新聞で、物価安定推進会議が幾つかの問題を上げておる中にも、あるいは議論している中にも、具体的に牛乳の問題が出ていますね。あるいはこの前のあれでポツカレン問題が出ていますね。そういうようなことで、これは通産行政の範囲でないんだということになれば話は別ですよ。そういう消費者行政というところで通産省が取り組むという範囲が一体どこにあるのかということにおのずとその問題はなつてくるのだけれども、物価対策だということになるならば、そういう面についていさししく取り組む幅があつてもいいのではないか、いやむしろそうしなければならぬではないか、こう思ふから私はお聞きしたいと再三言つておるのですがね。

○菅野国務大臣 御質問の御本旨は大體了承したのですが、政府委員のほうでは、消費者行政という小さいワクの中でどういふことをやっておるかということをお説明申し上げたいと思ひます。物価全体に對しての通産省の行政といたしましては、たとえばことしの三月ごろ鉄の値段が非常に上がったというように、何とかして鉄の値段を下げてなければならぬというように、業者を集めて、ひとつ鉄を安く売るようにやつてもらいたいということになつて、なお下がらなければ、この際鉄を輸入したらいじやないかということまでお願いをした。それで鉄の値段が下がつてきたというように、これはそういうことで、貿易の上においても、これはやはり物価ということとを考へて貿易をやつておる。ほかの例も申し上げると多々あると思ひますが、いま頭に浮かんできたのは、たとえば台湾から入つてくるバナナが高い、それでは中南米の安いバナナを入れたらどうかというように、バナナの値段を安くする。そういうわけで、貿易政策においても消費者のためになるようにということをやつておるわけであつて、これがいろいろの方面にあると思ひます。たとえば設備の近代化をはかるということは、それによつて生産性を高めて、したがつて、いい物が安くできるということなんで、金がなければ融通してあげる、近代化、高度化をはかるための資金を融通するということ、それもやはり一つの消費者行政だと思ふのです。そういうことで、通産省の仕事というものは、結局は消費者を目当てにやつておるというように、ひとつ大きくお考へくださつたらけっこうじゃないか、こう思つておるのです。

○佐野(進)委員 いまの大臣の答弁で、やや近づいてきたような感じがするのです。ことしの重点の第七と言われており、いわゆる大臣が仕事をやる上に大切な仕事だとして特に取り上げているのですから、ただ、いま消費者が高物価で悩み、いろいろの問題で苦勞しておるから、こういう文章

を一つ入れなければだめなんだぞと言われて書けるような、さっきの政府委員の説明では私は満足できないですよ。どう考へたつて、それは單なることばの羅列にしかすぎない。特にこれが当面する国民生活の上においては一番重要だと思はれる点ですから、そういう面ではいま大臣がお話になつたようなことについて、体系的に消費者行政とはかくあるべきだということについて、通産行政としてこうなければならぬのだということについて、先ほど来お話のあつた單なる好況の際の商品がどうだとかこうだとかいふことではなくて、国民が安心して手がたたくというように、そういう面についての方針を立てられるお考へがあるかないか、この際ちよつとお聞きしておきたいと思ふのです。

○菅野国務大臣 物価の問題については、通産省としては、先ほどからも繰り返して申し上げますとおり、安くていい物を必要な量つくるということであつて、それがやはり消費者本位で考へるということでありまして、そのときどきに應じてまた処置を考へていかなければならぬ。しかし物価という問題は、これは通産省ばかりではありません。運輸省も関係があるのです。建設省も関係があるのです。物の値段の大部分というものは今日運賃だと思ふのです。それを安くするということとは、道路をよくするとか、あるいは鉄道をよくするということ、それらもあわせて考へていかなければならぬことで、今度政府のほうでは、この物価問題についての閣僚懇談会を設けまして、それらの各関係の大臣が寄つて、そういう問題に對策を講ずるということにいたしましたのでありますが、これは学識経験者も入れて研究することでありまして、そういうようなことで、この物価というものは、農林省も、通産省も、運輸省も、建設省も、みなこれはやらなければならぬ、こう思ひます。牛乳の点などでも、もつと道路がよくなれば牛乳も安くなるのではないか。長野県あたりからの牛乳が簡単に東京にすぐ運ばれるということになれば、生産者から消費者へというような制度ができ

れば、牛乳の値段なども安くなるのではないかと。野菜類などでも、御承知だと思いますが、あるいはパリやその他の大都会などにおきまして、生産者自身がオートバイに載せて、つくったものを一ぱい持ってきて、それで売っておるといふこと、町の人、奥さん連中はかごを持って買っていくといふことであるからして、したがって、日常のそういう食料品が安く買えるといふようなことで、そういうことで流通機構の問題、交通の問題、いろいろ各方面を合わせていかなければ、物価問題というものは解決はできないといふことを考えておるのであります。そういう意味で政府が特に公共投資といふことについて力こぶを入れる。いままでも物価が高くなったのは、民間の設備投資だけではどうも伸びたけれども、公共投資が少なかったために、したがって輸送費が高くなる、あるいは労賃が高くなるというようなことで物価が高くなったので、各方面を勘案してこの際物価問題に取り組みたいというのが、この佐藤内閣の政策でありまして、これをひとつ順次実現していきたい、こう考えておる次第であります。

○佐野進委員 質問がまだありますけれども、一応留保しておきます。

○丹羽久委員 関連して……

大臣が何か一時からお出かけになるそうですから、ごく簡単に大臣に二分か三分時間をかりてお尋ねいたしたいと思ひます。

最近、自動車生産に非常に通産省が力を入られ、また業者自身も真剣に取り組んで、自動車生産というのがうんと向上してきた。それで、ここ二、三年の間の生産量と、それに伴いますところの自動車輸出、これがどのような状況になつておるかといふことをちょっとお尋ねいたしたいと思ひます。

○菅野国務大臣 いま手元に資料がありませんから、あとからお知らせいたします。

○丹羽久委員 私は関連質問といふことでありますので、通告がなかったし、資料がないなら、それでけっこうです。今度あらためてゆくり聞

くことにいたしたいと思ひますが、最近の陶磁器だとか、繊維類だとか、あるいは玩具だとかいふ輸出に対して、業者たちの声を聞いてみますと、非常に不振だといふのです。商売がうまくいかない、輸出が非常に少なくなつてきたといふようなことを言つて、いままでもどおりのような調子にいかないと言つて騒いでおるけれども、この点はどうでしょう。

○菅野国務大臣 それはアメリカ向けの品物でないかと思ひますが、アメリカは御承知のとおり最近経済状態がよくないので、したがって日本品の輸出が鈍つております。それであるいは陶器などの輸出も私は鈍つてきたのではないかと、こう思ふのです。アメリカの景気は経済状態が下期になればよくなるというように、アメリカの内部においても観測をしておりますから、私は下半期になればそういうほうの輸出もまたふえるのではないかと、いふように考えております。

○丹羽久委員 ありがとうございます。それは忙しい大臣にはお帰りのいただくことにいたしまして、あとの方にちょっともう少しお尋ねをいたそうと思ひます。

いまの大臣の話を聞きますと、陶磁器だとか、繊維類だとか、あるいは玩具だとかいふような輸出に対しては、アメリカ向け以外には——アメリカ向けには非常に悪くて、これは下半期になつてくればよくなるのではないかと、いふ見通しであるといふお話でありますけれども、そうでなくて、東南アジア向けの情勢に対しての見通しといふものはどんなお考えで、どんな状況になつておるかといふことを私ちょっとお尋ねいたしたいと思ひますが、資料ありますか。——政府委員がいらないようでありますから、それでは午後になりますこととし、暫時休憩いたします。

午後一時五分休憩

午後三時三十九分開議

○島村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る十六日付託になりました内閣提出、特定繊維工業構造改善臨時措置法案及び同じく中小企業振興事業団法案を議題とし、通商産業大臣より趣旨の説明を聴取することにいたします。菅野通商産業大臣。

特定繊維工業構造改善臨時措置法案

特定繊維工業構造改善臨時措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 特定紡績業の構造改善(第三条―第十三条)
- 第三章 特定織布業の構造改善(第十四条―第二十条)
- 第四章 繊維工業構造改善事業協会
- 第一節 総則(第二十一条―第二十八条)
- 第二節 役員等(第二十九条―第三十九条)
- 第三節 業務(第四十条―第四十七条)
- 第四節 財務及び会計(第四十八条―第五十条)
- 第五章 監督(第五十一条―第五十六条)
- 第六章 罰則(第五十七条―第六十一条)
- 第七章 罰則(第六十二条―第六十七条)
- 第八章 附則
- 第一章 総則

- 第一条 この法律は、繊維工業の経済的諸条件の著しい変化に対処して、その国際競争力を急速に強化するため、特定繊維工業について、設備の近代化及び生産又は経営の規模の適正化の促進、過剰設備の計画的な処理等のための措置を講ずることにより、その構造改善を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
- (定義)
- 第二条 この法律において「特定繊維工業」とは、

別表第一に掲げる紡績業を製造する事業(以下「特定紡績業」という。)及び同表第二に掲げる織物を製造する事業(以下「特定織布業」という。)をいう。

2 この法律において「特定紡績機」とは、別表第一に掲げる紡績業について通商産業省令で定める紡績糸の種類ごとに昭和四十二年年度における需給状況に基づいて算定される当該年度において必要となるべき錠の数の比し、この法律の施行の際に設置されている紡績機で当該種類の錠の数が過大であるものとして政令で定める紡績機をいう。

3 この法律において「特定紡績事業者」とは、特定紡績業に属する事業を営む者をいい、「特定織布業商工組合」とは、商工組合であつてその組合員の資格として定款で定められる事業が特定織布業に属するものをいう。

第二章 特定紡績業の構造改善

(特定紡績業構造改善基本計画)

第三条 通商産業大臣は、繊維工業審議会の意見をきいて、特定紡績業について、特定紡績業構造改善基本計画(以下「特定紡績業基本計画」という。)を定めなければならない。

2 特定紡績業基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 昭和四十六年度における生産数量、生産能力、特定紡績機の錠の数の他構造改善の目標

二 新たに設置すべき設備の種類、資金の額その他の設備の近代化に関する事項

三 生産又は経営の規模の適正化に関する事項

四 処理すべき特定紡績機の錠の数の処理の方法その他過剰設備の処理に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、構造改善に関する重要事項

前項第四号の錠の数の計算の方法は、通商産業省令で定める。

4 通商産業大臣は、第一項の規定により特定紡

績業基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(特定紡績業構造改善実施計画)

第四条 通商産業大臣は、毎年、繊維工業審議会の意見をきいて、特定紡績業基本計画の実施を図るため必要な特定紡績業構造改善実施計画(以下「特定紡績業実施計画」という。)を定めなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)

第五条 通商産業大臣は、特定紡績業における生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、繊維工業審議会の意見をきいて、特定紡績業基本計画又は特定紡績業実施計画を変更しなければならない。

2 第三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(資金の確保及び関連労働者に対する配慮)

第六条 政府は、特定紡績業実施計画で定める設備の近代化、生産若しくは経営の規模の適正化及び過剰設備の処理に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 政府は、特定紡績業の構造改善に関する施策を講ずるにあつては、関連労働者の職業の安定につき配慮するものとする。

(課税の特例)

第七条 特定紡績事業者が、特定紡績業基本計画で定めるところに従いその所有する特定紡績機を繊維工業構造改善事業協会(以下「協会」という。)に引き渡した場合において、協会がこれを廃棄したときは、当該特定紡績事業者がしたその特定紡績機の引渡しを当該特定紡績事業者がした廃棄とみなし、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該特定紡績事業者の所得税又は法人税を転減する。

(共同行為の指示)

第八条 通商産業大臣は、特定紡績業実施計画で

当該年度において協会への売渡しその他の方法により処理すべき特定紡績機の数の数並びに協会がその数の数に相当する数の特定紡績機の買取り及び廃棄を行なうべき旨を定めた場合には、繊維工業審議会の意見をきいて、その数の範囲内において処理すべき特定紡績機の数の数を定め、特定紡績事業者であつて特定紡績機を設置しているものに対し、協会に対する一括売渡しその他の方法によりその数の数に相当する数の特定紡績機を処理することに関する共同行為を実施すべきことを指示するものとする。

2 前項の数の数の計算の方法は、第三条第三項の通商産業省令で定めるところによる。

3 第一項の規定による指示は、この法律の施行の日から一年以内に行なうことができる。

4 第一項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行なう。

(共同行為の内容)

第九条 前条第四項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 特定紡績業基本計画で定める構造改善の目標を達成するため必要な程度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的なものでないこと。

四 当該共同行為の指示を受けた者の従業員の状態を不当に害するものでないこと。

五 処理の方法が協会への一括売渡しによるものであるときは、相当の対価をもつてその処理が行なわれるものであること。

(共同行為の指示の変更等)

第十条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

(共同行為の届出)

第十一条 第八条第一項の規定による指示(前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者は、その指示に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを變更し、又は廃止したときも、同様とする。

(特定紡績機の処理命令)

第十二条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定により特定紡績機の処理に関する共同行為を実施すべきことを指示した場合であつて、当該指示に係る者の二分の一以上がその共同行為を実施しており、かつ、その共同行為を実施している者の当該指示に係る特定紡績機の数の数が当該指示に係る者の当該指示に係る特定紡績機の数の数の四分の三をこえている場合において、その共同行為をもつてしては特定紡績業実施計画を円滑に遂行することが困難であり、このような状態が継続することは、特定紡績業基本計画で定める構造改善の目標の達成に重大な影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、繊維工業審議会の意見をきいて、当該指示に係る者に對し、通商産業省令で、当該指示の内容に従い、当該指示に係る特定紡績機を処理すべきことを命ずることができる。

2 前項の数の数の計算の方法は、第三条第三項の通商産業省令で定めるところによる。

(命令の変更又は取消し)

第十三条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が變更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を變更し、又は取り消さなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第八条第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つて共同行為について適用しない。ただし、不正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第十五条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定による指示をし、又は第十二条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十条若しくは第十三条の規定による処分をしたとき、又は第十一条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

第三章 特定繊維業の構造改善

(特定繊維業構造改善事業計画の承認)

第十六条 特定繊維業商工組合は、その地区において組合員が営む特定繊維業に属する事業に係る設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産又は経営の規模の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業(以下「特定繊維業構造改善事業」という。)を実施するため、特定繊維業構造改善事業計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その特定繊維業構造改善事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 特定繊維業構造改善事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定繊維業構造改善事業の目標、内容及び実施時期

二 特定繊維業構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

三 特定繊維業構造改善事業を実施するのに必要な準備金にあてられるための組合員に対する負担金の賦課の基準

3 通商産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その特定繊維業構造改善事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が当該特定繊維布業
商工組合の地区における特定繊維布業の構造改
善を図るため適切なものであり、かつ、他の
特定繊維布業商工組合の特定繊維布業構造改善事
業の実施に支障を及ぼすものでないこと。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が当該
特定繊維布業構造改善事業を確実に遂行するた
め適切なものであること。

(特定繊維布業構造改善事業計画の変更等)

第十七条 特定繊維布業商工組合は、前条第一項の
承認に係る特定繊維布業構造改善事業計画を変更
しようとするときは、通商産業大臣の承認を受け
なければならない。

2 通商産業大臣は、前条第一項の承認を受けた
特定繊維布業商工組合が当該承認に係る特定繊維布
業構造改善事業計画(前項の規定による変更の
承認があつたときは、その変更後のものとし、
以下「承認計画」という。)に従つて特定繊維布業構
造改善事業を実施していないと認めるときは、
当該承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認に準用す
る。

(資金の確保及び関連労働者に対する配慮)

第十八条 政府は、特定繊維布業商工組合が承認計
画に従つて特定繊維布業構造改善事業を実施する
のに必要な資金の確保又はその融通のあつせん
に努めるものとする。

2 政府は、特定繊維布業の構造改善に関する施策
を講ずるにあつては、関連労働者の職業の安
定につき配慮するものとする。

(設備処理の事業の助成)

第十九条 政府は、予算の範囲内において、特定
繊維布業商工組合が承認計画に従つて設備の近代
化に伴う設備の処理の事業を実施するのに必要
な資金について協会の交付する助成金にあて
るため、協会に対し補助金を交付することができ
る。

(課税の特例)

第二十条 特定繊維布業商工組合が承認計画で定め

第一類第九号 商工委員会議録第八号 昭和四十二年五月十七日

る賦課の基準に基づいてその組合員に対して負
担金を賦課した場合において、当該特定繊維布業
商工組合が当該賦課に基づいて納付された金額
を特定繊維布業構造改善準備金として積み立てた
とき、又はその組合員が当該賦課に基づき納付
すべき金額を納付したときは、租税特別措置法
で定めるところにより、当該特定繊維布業商工組
合又はその組合員に対する法人税又は所得税の
課税について特別の措置を講ずる。

第四章 繊維工業構造改善事業協会

第一節 総則

(目的)

第二十一条 協会は、特定紡績業及び特定繊維布業
における過剰設備の処理、特定繊維布業における
設備の近代化及び生産又は経営の規模の適正化
の促進その他の特定繊維工業の構造改善に関す
る業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第二十二条 協会は、法人とする。

(数)

第二十三条 協会は、一を限り、設立されるもの
とする。

(資本金)

第二十四条 協会の資本金は、五億円とし、政府
がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で
定める金額の範囲内において、協会に追加して
出資することができる。

3 協会は、前項の規定による政府の出資があつ
たときは、その出資額により資本金を増加する
ものとする。

(名称)

第二十五条 協会は、その名称中に繊維工業構造
改善事業協会という文字を用いなければならない
い。

2 協会でない者は、その名称中に繊維工業構造
改善事業協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第二十六条 協会は、政令で定めるところによ

り、登記をしなければならない。
2 前項の規定により登記をしなければならない
事項は、登記の後でなければ、これをもつて第
三者に対抗することができない。

(定款)

第二十七条 協会の定款には、次の事項を記載し
なければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 役員に関する事項

五 評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 公告の方法

2 協会の定款の変更は、通商産業大臣の認可を
受けなければならない。
(民法の準用)

第二十八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)
第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条
(法人の住所)の規定は、協会に準用する。

第二節 役員等

(役員)

第二十九条 協会に、役員として、理事長一人、
理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 理事長は、協会を代表し、その業務を総理す
る。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長
を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故
があるときはその職務を代理し、理事長が欠員
のときはその職務を行なう。

4 監事は、協会の業務を監査する。

第三十条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任
命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事
長が任命する。

3 役員の任期は、三年とする。ただし、設立当
時の理事長及び監事の任期は、二年とする。

4 役員は、再任されることができる。

(評議員会)

第三十一条 協会に、協会の業務の運営に関する
重要事項を審議させるため、評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以上二十人以内の評議員を
もつて組織する。

3 評議員は、関係都道府県知事及び特定繊維工
業について学識経験のある者のうちから、通商
産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4 評議員の任期は、二年とする。

5 評議員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第三十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常
勤の者を除く)は、役員となることができな
い。

(役員解任)

第三十三条 通商産業大臣は、理事長又は監事が
前条の規定により役員となることができない者
に該当するに至つたときは、これを解任しなけ
ればならない。

2 理事長は、理事が前条の規定により役員とな
ることができない者に該当するに至つたとき
は、これを解任しなければならない。

第三十四条 通商産業大臣は、理事長若しくは監
事が心身の故障のため職務を執行することがで
きないと認めるとき、又は理事長若しくは監事
に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事
たるに適しない非行があると認めるときは、こ
れを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執
行することができないと認めるとき、又は理事
に職務上の義務違反その他理事たるに適しない
非行があると認めるときは、通商産業大臣の認
可を受けて、これを解任することができる。

(役員兼任禁止)

第三十五条 役員は、営利を目的とする団体の役
員となり、又は自ら営利事業に従事してはなら
ない。ただし、通商産業大臣が役員としての職
務の執行に支障がないものと認めて承認したと

きは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十六条 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(代理人の選任)

第三十七条 理事長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第三十八条 協会の職員は、理事長が任命する。

(役員等の地位)

第三十九条 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第四十条 協会は、第二十一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 特定紡績機(次号に規定するものを除く)の買取り及び廃棄

二 特定紡績業に關する事業を廃止する者の所有する特定紡績機及びこれに關連する紡績設備の買取り及び廃棄

三 納付金の徴収

四 特定紡績業構造改善事業に必要な資金の貸付け及びその借入れに係る債務の保証

五 設備の近代化に伴う設備の処理の事業に必要な資金にあてるための助成金の交付

六 特定紡績業に關する事業を廃止する者の所有する紡績機の買取り及び廃棄

七 特定紡績工業に關する計画の実施に關する調査

八 前各号の業務に附帶する業務

九 前各号に掲げるもののほか、第二十一条の目的を達成するため必要な業務

2 協会は、前項第九号に掲げる業務を行なう

とするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第四十一条 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、前条第一項第一号から第六号までに掲げる業務の方法を定めておかなければならない。

(信用基金)

第四十二条 協会は、第四十条第一項第四号に規定する資金の貸付け及びその借入れに係る債務の保証並びにこれらに附帶する業務に關する信用基金を設け、第二十四条第一項又は第二項の規定により出資された金額と協会が負担する貸付けのための資金の借入れに係る債務又は保証債務の弁済にあてることを条件として特定紡績業商工組合から出せんとした金額の合計額に相當する金額をもつてこれにあてるものとする。

2 前項の信用基金は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

(補助金)

第四十三条 政府は、予算の範囲内において、協会に対し、第四十条第一項第二号及び第六号に掲げる業務に要する経費並びに協会の業務運営費の一部を補助することができる。

(納付金)

第四十四条 特定紡績事業者は、通商産業大臣が特定紡績業実施計画で当該年度において処理すべき特定紡績機(第四十条第一項第二号に規定する特定紡績機を除く)の数の数並びに協会がその数の数に相當する数の特定紡績機の買取り及び廃棄を行なうべき旨を定めた場合には、協会が行なう当該買取り及び廃棄の業務に必要な費用にあてるため、通商産業省令で定めるところにより、協会に対し納付金を納付しなければならない。

ならない。

2 前項の納付金の額は、一鍾につき千円以内において通商産業大臣が定める金額に、その特定紡績事業者が当該年度の特定紡績業実施計画の告示の日において設置している特定紡績機の鍾の数(当該特定紡績業実施計画に従つて処理することとなつた特定紡績機の鍾の数を除く)を乗じて得た額とする。

3 前項の鍾の数の計算の方法は、第三条第三項の通商産業省令で定めるところによる。

4 通商産業大臣は、第二項の金額を定めようとするときは、繊維工業審議会の意見をきかなければならない。

5 通商産業大臣は、第二項の金額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(特定紡績事業業者は、通商産業大臣が特定紡績業実施計画で当該年度において処理すべき第四十条第一項第二号に規定する特定紡績機の数の数並びに協会がその数の数に相當する数の特定紡績機の買取り及び廃棄を行なうべき旨を定めた場合には、協会が行なう当該買取り及び廃棄の業務に必要な費用にあてるため、当該年度の終了の日までに、協会に対し納付金を納付しなければならない。)

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の納付金に準用する。この場合において、同条第二項中「千円以内」とあるのは、「百三十円以内」と読み替へるものとする。

(強制徴収)

第四十六条 協会は、第四十四条第一項又は前条第一項の納付金の納付義務者がその納期限までにその納付金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 協会は、前項の規定により督促するときは、納付義務者に対し督促状を發する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して十日以上経過した日

でなければならない。

3 協会は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び第五項の延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができ

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 協会は、第一項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその納付金の納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

(資料の提出の請求)

第四十七条 協会は、第四十条第一項第三号に掲げる業務を行なうため必要があるときは、特定紡績事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第四十八条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第四十九条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第五十条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなけ

ればならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第五十一条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第五十二条 協会は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ、

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)

第五十三条 協会は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行その他通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

四 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

(通商産業省令への委任)

第五十四条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督

(監督)

第五十五条 協会は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第五十六条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 補則

(解散)

第五十七条 協会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第五十八条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四十一条第一項、第四十九条又は第五十条第二項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第五十条第一項の承認をしようとするとき。

三 第五十三条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

四 第五十四条の通商産業省令を定めようとするとき。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第五十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定紡績事業者又は特定織布業商工組合に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定紡績事業者又は特定織布業商工組合の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、精紡機、織機、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第五十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(審査請求)

第六十条 この法律に基づいてした協会の処分不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができ、

(不服申立ての手續における聴聞)

第六十一条 通商産業大臣は、この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てを受理したときは、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、その事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第六章 罰則

第六十二条 第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第五十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十四条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十七条第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

第六十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第四十条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第五十三条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第五十五条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十七条 第二十五条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(廃止)

第二条 この法律は、昭和四十七年六月三十日までに廃止するものとする。

(協会の設立)

第三条 協会を設立するには、特定紡績事業者特定精紡機を設置しているものに限る。以下同じ。特定織布業商工組合の役員、関係都道府県知事及び特定織維工業について学識経験のある者十五人以上が発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の特定紡績事業者又は特定織布業商工組合の役員は、それぞれ同項の発起人の総数の二分の一以上を占めてはならない。

3 第一項の発起人は、同項の認可を申請するに、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項その他通商産業省令で定める事項を公告して、特定紡績事業者及び特定織布業商工組合のそれぞれ二分の一以上の同意を得なければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

第四条 通商産業大臣は、この法律の施行の日から起算して二月以内に前条第一項の認可の申請がないか、又はその期間内にないか、いずれの申請についても同項の認可をすることができなかつたときは、同項に規定する者十五人以上に、同項の発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の指定する期日までに同項の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により同条第一項の認可を申請する場合には、適用しない。

第五条 通商産業大臣は、附則第三条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推せんした者のうちから、協会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第六条 発起人は、前条第一項の規定により理事

長となるべき者が指名されたときは、遅滞なく、その事務を同項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継ぐとともに、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

2 政府は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による出資金を払い込まなければならない。

第七條 附則第五條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による政府の出資の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（財団法人織維工業整備促進協会からの引継ぎ）
第八條 昭和四十一年六月十五日に設立された財団法人織維工業整備促進協会（以下「織維工業整備促進協会」という。）は、寄附行為で定めるところにより、発起人に対して、協会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 発起人は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、織維工業整備促進協会の一切の権利及び義務は、協会の成立の時にあって協会に承継されるものとし、織維工業整備促進協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により織維工業整備促進協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（経過規定）
第九條 この法律の施行の際現にその名称中に織維工業構造改善事業協会という文字を用いている者については、第二十五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条 協会の最初の事業年度は、第四十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

（織維工業設備等臨時措置法の一部改正）
第十二條 織維工業設備等臨時措置法（昭和三十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「この法律の施行の日から三年を経過する日までは別表第一に掲げる精紡機の区分、その日後は別表第二」を「別表第一」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第三項を削る。

第七條第一項第四号中「別表第三第二号」を「別表第二第二号」に改める。

第九條第一項に次の一号を加える。
五 別表第一第四号に掲げる登録の区分に係る精紡機を特定織維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第 号）の施行の日から二月以内に同表第一号に掲げる登録の区分に変更する場合であつて、当該精紡機の数の数が第十五条第二項の規定による届出に係る精紡機であつて同表第四号に掲げる登録の区分に係るものの数の範囲内であるとき。

第九條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 第一項第五号に規定する第十五条第二項の規定による届出に係る精紡機の数の計算の方法は、通商産業省令で定める。

第十三條第一項中「別表第三第一号」を「別表第二第一号」に改める。
第十四條第三項及び第十五條中「十日以内」の下に「（織維工業構造改善事業協会にあつては、通商産業省令で定める期間内）」を加える。

第十八條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十九條中「前条第二項各号」を「前条各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第十九條の二 通商産業大臣は、特定織維工業構造改善臨時措置法第三条第一項の特定紡績業構造改善基本計画を定める場合において、第十七条第一項の規定による指示に係る共同行為によつてもなお同項に規定する事態が克服されておらず、かつ、その共同行為の期間の満了により過剰精紡機が糸の製造の用に供されることとなることとその事態を悪化させ、同法の目的の達成を阻害することが明らかであると認めるときは、同条第三項の期間の延長に係る同条第一項の規定による指示の変更をすることができる。

2 第十八條の規定は、前項の規定により指示の変更をする場合に準用する。
第二十條中「前条」を「第十九條又は前条」に改める。
第二十四條第一項中「指示」の下に「若しくは第十九條の二の規定による処分」を加える。
第二十五條第一項中「第二十一條第一項」の下に「又は特定織維工業構造改善臨時措置法第十二條第一項」を加える。

第二十八條中「この法律」の下に「及び特定織維工業構造改善臨時措置法」を加える。
附則第二條中「この法律の施行の日から四年を経過した日に」を「昭和四十五年六月三十日限り」に改める。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。
（地方税法の一部改正）
第十三條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「高圧ガス保安協会」の下に、織維工業構造改善事業協会を加える。

附則に第九十九項として次の一項を加える。
（特定織布業商工組合が取得する合理化機械に對して課する固定資産税に関する特例）
99 特定織維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第 号）第二条第三項に規定する特

定織布業商工組合が同法第十六条第一項の承認に係る特定織布業構造改善事業計画に従つて実施する特定織布業構造改善事業の用に供するため同法の施行の日から昭和四十七年六月三十日まで期間新たに取得した機械その他の設備（以下本項において「機械設備等」という。）であつて、当該組合の組合員のうち租税特別措置法第十一条第一項の表の第二号に掲げる個人又は同法第四十三條第一項の表の第二号に掲げる法人が使用するそれぞれこれらの規定の適用を受けるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

（所得税法の一部改正）

第十四条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中全国農業会議所の項の前に次のように加える。

織維工業構造改善事業協会
特定織維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第...号）

（法人税法の一部改正）

第十五条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表中石炭鉱業合理化事業団の項の次に次のように加える。

織維工業構造改善事業協会
特定織維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第...号）

（印紙税法の一部改正）

第十六条 印紙税法（昭和四十二年法律第...号）の一部を次のように改正する。
別表第二の表中船舶整備公団の項の前に次のように加える。

織維工業構造改善事業協会
特定織維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第...号）

別表

一 次に掲げる紡績糸（リング紡績機、キャップ紡績機、フライヤー紡績機、ミュール紡績機又はボット紡績機により製造されるものに限る。）

イ 組成繊維中における綿以外の繊維の混用率が一パーセント以下のも

ロ 組成繊維中におけるビスコース繊維及び銅アンモニア繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下のも

ハ 組成繊維中における合成繊維及び酢酸繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下のも

ニ 組成繊維中における綿の混用率が十パーセント以上のもの（イに掲げるものを除く。）

ホ 組成繊維中における合成繊維、酢酸繊維、ビスコース繊維及び銅アンモニア繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下のものであつて、合成繊維又は酢酸繊維の混用率が十パーセント以上のもの（ハに掲げるものを除く。）

ヘ 組成繊維中における合成繊維又は酢酸繊維の混用率が三十パーセント以上のもの（ハに掲げるものを除く。）

ト 組成繊維中における毛の混用率が十パーセント以上九十七パーセント未満のもの

チ 組成繊維中における絹、ビスコース繊維及び銅アンモニア繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下のものであつて、絹の混用率が十パーセント以上九十九パーセント未満のもの

リ 組成繊維中における亜麻、ちよ麻及び大麻の混用率が十パーセント以上九十九パーセント未満のもの

ヌ 組成繊維中における毛以外の繊維の混用

率が三パーセント以下のもの、組成繊維中における絹以外の繊維の混用率が一パーセント以下のもの並びに組成繊維中における亜麻、ちよ麻及び大麻以外の繊維の混用率が一パーセント以下のもの以外のもの（イからリまでに掲げるものを除く。）

二 次に掲げる織物（幅が十三センチメートル未満のもの、二重バイル織機又はワイヤーの打込装置を有するバイル織機により製造されるもの、じゆうたん（だんつうを含む）、タオル生地及び毛布を除く。）

イ 綿織物

ロ スフ織物

ハ 合成繊維織物（組成繊維が合成繊維の短繊維のみであるもの及び組成繊維中に毛又は麻を含むものを除く。）

ニ 人絹織物

ホ 絹織物

理由

織維工業の経済的諸条件の著しい変化にかんがみ、特定織維工業の構造改善を図るため、特定織維工業について、設備の近代化、生産又は経営の規模の適正化及び過剰設備の処理に関する計画の樹立等の措置を講ずるとともに、織維工業構造改善事業協会を設立して、特定織維工業の構造改善に関する業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業振興事業団法案
中小企業振興事業団法

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 役員等（第九条―第十九条）

第三章 業務（第二十条―第二十三条）

第四章 財務及び会計（第二十三条―第三十二条）

第五章 監督（第三十三条―第三十四条）

第六章 雑則（第三十五条―第三十七条）

第七章 罰則（第三十八条―第四十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 中小企業振興事業団は、中小企業の経済的社会的存立基盤の変化に対処し、中小企業構造の高度化を促進するために必要な指導、資金の貸付け等の事業を総合的に実施するとともに、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業をあわせて行なうことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体

五 特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が第一号から第三号までの各号の一に該当する者であるもの

(前号に掲げるものを除く。)

(法人格)

第三条 中小企業振興事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 事業団は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五条 事業団の資本金は、百四億一千二百五十万円並びに附則第七条第二項及び附則第八条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 事業団でない者は、中小企業振興事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所))の規定は、事業団に準用する。

第二章 役員等

(役員)

第九条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第十二条 理事長及び理事は、通商産業大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十四条 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(評議員会)

第十七条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

5 評議員は、都道府県知事、中小企業団体中央会の長その他中小企業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

6 評議員の任期は、二年とする。

7 評議員は、再任されることができない。

(職員任命)

第十八条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十九条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

業者の依頼に応じて、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集約化その他中小企業構造の高度化(以下単に「中小企業構造の高度化」という。)に関し必要な指導を行なうこと。

二 二次の事業を行なう都道府県に対し、当該事業に必要な資金の一部の貸付けを行なうこと。

イ 中小企業者に対し、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、及び設置するのに必要な資金の貸付けを行なうこと。

ロ 中小企業者の依頼に応じて、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物、及び設置してこれらを読み渡すこと。

三 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イ及びロに掲げる業務を行なうこと。

四 中小企業指導担当者(中小企業指導法第三条第一項第四号の中小企業指導担当者)をいう。の養成及び研修並びに都道府県が行なうことが困難な中小企業者及びその従業員の経営管理又は技術に関する研修を行なうこと。

五 前各号の業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行ない、並びにその成果を普及すること。

六 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうこと。

2 次に掲げる者は、中小企業構造の高度化を促進するため必要がある場合には、通商産業省令で定めるところにより、中小企業者とみなして、前項第一号、第二号及び第四号の規定を適用する。

一 第二条第一号から第三号までの各号の一に該当する者(以下「中小企業者」という。)が他の中小企業者と合併をし、又は他の中小企業

者とともに資本の額若しくは出資の総額の三分の二以上の額の出資をして設立する会社（合併後存続する会社を含む。）であつて、その合併若しくは設立をした日から三年を経過しないもの

二 中小事業者から出資を受けた会社（当該出資を受ける際に中小事業者であつたものに限る。）であつて、その出資を受けた日から三年を経過しないもの

三 第一項第二号イ及びロの中小企業構造の高度化に寄与する事業並びに同項第三号の業務の範囲は、政令で定める。

四 事業団は、第一項第七号に掲げる業務を行なうときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（業務の委託）

第二十一条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に対し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号に掲げるものの一部を委託することができる。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方公共団体その他政令で定める者に対し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号に掲げるものの一部を委託することができる。

3 第一項の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は第二項の規定により業務の委託を受けた同項の政令で定める者の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第二十二條 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商

産業省令で定める。

第四章 財務及び会計

第二十三條 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十四條 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第二十五條 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十六條 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び中小企業振興債券）

第二十七條 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は中小企業振興債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第二十八條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、る債務を除く。）について保証することができ、る。

（償還計画）

第二十九條 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第三十條 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他通商産業大臣の指定する金融機関への預金若しくは金銭信託又は郵便貯金（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十一條 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（通商産業省令への委任）

第三十二條 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督

第三十三條 事業団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ、る。

（報告及び検査）

第三十四條 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第二十一条第一項若しくは第二項の規定により業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十五条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十六条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第二十条第二項、第二十二條第二項又は第三十二條の通商産業省令を定めようとするとき。
- 二 第二十一條第二項若しくは第二項、第二十二條第一項、第二十四條、第二十七條第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第二十九條の認可をしようとするとき。
- 三 第二十五條第一項又は第三十一條の承認をしようとするとき。
- 四 第三十條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第三十七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

(罰則)

第三十八條 第三十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託者たる金融機関若しくは第二十一條第二項の政令で定める者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

て、その認可又は承認を受けなかったとき。

- 二 第六條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第二十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第三十條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。
- 五 第三十三條第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第四十條 第七條の規定に違反して中小企業振興事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六條及び附則第十三條から第三十一條までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二條 通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

- 2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三條 通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。
- 3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

ければならない。

第五條 事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(中小企業高度化資金融通特別会計法の廃止)

第六條 中小企業高度化資金融通特別会計法(昭和三十八年法律第七十二号)は、廃止する。

- 2 中小企業高度化資金融通特別会計の昭和四十二年四月一日に始まる会計年度は、中小企業高度化資金融通特別会計法の廃止の日の前日に終わるものとする。

- 3 中小企業高度化資金融通特別会計の昭和四十二年度及び昭和四十三年度の決算の処理に関しては、なお従前の例による。

第七條 中小企業高度化資金融通特別会計法の廃止の際現に中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)第三條第一項の規定による中小企業高度化資金の貸付事業又は同条第二項の規定による中小企業共同工場貸与事業を行なう都道府県に対する貸付けに關し國が有する権利及び義務は、事業団の成立の時に關して事業団が承継する。

- 2 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際における中小企業高度化資金融通特別会計の資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

(日本中小企業指導センターの解散等)

第八條 中小企業指導法第八條の規定により設置された日本中小企業指導センター(以下「指導センター」という)は、事業団の成立の時に解散し、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

- 2 指導センターの昭和四十二年四月一日に始まる事業年度は、指導センターの解散の日の前日に終わるものとする。

指導センターの昭和四十一年度及び昭和四十二年年度の決算及び損益の処理に關しては、なお従前の例による。

二年度の決算及び損益の処理に關しては、なお従前の例による。

- 4 第一項の規定により事業団が指導センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際における指導センターに対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

- 5 事業団は、第一項の規定により指導センターの権利及び義務を承継した場合において、中小企業指導法附則第六條第四項の規定により積み立てられている積立金に相当する金額は、第二十六條第一項の規定による積立金と區別して、積み立てなければならない。
- 6 第一項の規定により指導センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第九條 前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過規定)

第十條 この法律の施行の際現に中小企業振興事業団という名称を使用している者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十一條 事業団の最初の事業年度は、第二十三條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第十二條 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十四條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第十三條 中小企業近代化資金等助成法の一部を次のように改正する。

第一條中「中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化

に必要な資金又は「を削り、「貸付け等」を「貸付け」に改める。

第二条第二項を削り、同条第三項中「第三条の二に規定する」を「次条第一項各号に掲げる」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三条を削る。

第三条の二第一項第一号中「(前条第一項に規定するものを除く)」を削り、同条を第三条とする。

第四条の見出しを「貸付金の限度」に改め、同条中「中小企業高度化資金又は」及び「施設」を削る。

第五条の見出しを「利率及び償還期間」に改め、同条第一項中「中小企業高度化資金又は」及び「中小企業高度化資金にあつては十年を、中小企業設備近代化資金にあつては」を削り、同条第二項を削る。

第六条第一項中「中小企業高度化資金又は」を削り、「借主(貸与機関を除く)」に對し、中小企業共同工場の譲渡又は貸付けについては譲受人又は借主に對し「を」、「借主(貸与機関を除く)」に對しに改め、同条第二項中「又は譲受人」を削る。

第七条の見出しを「(期限前償還)」に改め、同条第一項中「中小企業高度化資金又は」を削り、同条第二項を削る。

第八条の見出しを「(償還の免除)」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる」を「災害その他借主(借主が貸与機関であるときは、貸与機関から設備の譲渡又は貸付けを受けた者)の責めに帰することができない理由により、借主が貸付けを受けて設置した設備(借主が貸与機関であるときは、貸与機関が譲り渡し、又は貸し付けた設備)が滅失した」に改め、「中小企業高度化資金又は」及び各号を削り、同条第二項を削る。

第九条第一項中「又は譲受人」及び「若しくは譲渡の対価若しくは貸付料を支払わず」を

削り、「第七条第一項第二号若しくは第二項第二号」を「第七条第二号」に改め、同条第二項中「又は譲受人」を削り、「第七条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号」を「第七条第一号又は第三号」に改め、「又は中小企業共同工場の譲渡の日」及び「又は譲渡の対価」を削る。

第十条第一項中「中小企業高度化資金の貸付事業、中小企業共同工場貸与事業又は」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の特別会計(以下「果の特別会計」という。)においては、都道府県の一般会計(以下「果の一般会計」という。)からの繰入金、第三条第一項の規定による国からの補助金(以下「国からの補助金」という。)、償還金(第七条の規定による請求に係る償還金を含む。)、前条の違約金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び第十三条の規定による納付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

3 中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第 号)第二十條第一項第一号の規定により中小企業振興事業団から資金の貸付けを受けて同号イ若しくはロに掲げる事業を行なう都道府県又は中小企業振興事業団に対する同項第三号の資金の貸付けを行なう都道府県にあつては、その経理を果の特別会計においてあわせて行なうことができる。この場合において、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行なうものとする。

第十一条の見出し中「貸付金又は」を削り、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第十一条の二を削る。

第十二条第一項中「国からの貸付金の貸付け又は」及び「中小企業高度化資金の貸付事業、中小企業共同工場貸与事業又は」を削り、同条第二項中「中小企業高度化資金の貸付事業、中

小企業共同工場貸与事業又は」を削る。

第十三条の見出し中「中小企業設備近代化資金の」を削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条中「第三条の二」を「第三条」に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正に伴う経過規定)

第十四条 前条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条の規定により国から都道府県に貸し付けられた資金を財源の一部とする同条第一項の中小企業高度化資金の貸付事業及び同条第二項の中小企業共同工場貸与事業の実施については、なお従前の例による。ただし、当該事業に係る貸付金の償還期間又は施設の譲渡しの対価の支払期間若しくは貸付けの期間は、政令で定めるところにより、延長することができる。

(中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する貸付事業に係る収入金(当該収入金を財源の一部とした貸付事業に係る収入金のうち政令で定めるものを含む)は、政令で定めるところにより、二の部分に分けてそれぞれ中小企業近代化資金等助成法第三条第一項の中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金の財源に充てるため交付を受けた国からの補助金及び当該財源に充てるため同法第十条第二項の果の一般会計から同項の果の特別会計に繰り入れた金額とみなして、同法第十三条の規定を適用する。

附則第三条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

(中小企業指導法の一部改正)

第十六条 中小企業指導法の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第一章 総則」を削る。

第一条中「日本中小企業指導センター」を「中小企業振興事業団」に改める。

第二条第四号中「前三号」を「第一号から第三号までの各号」に改め、「あるもの」の下に「(前号に掲げるものを除く)」を加え、同条を同条第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)第三条第一項に規定する中小企業団体

「第二章 中小企業指導事業」を削る。

第三条第一項及び第二項中「日本中小企業指導センター」を「中小企業振興事業団」に改める。

第三章を削る。

(中小企業指導法の一部改正に伴う経過規定)

第十七条 前条の規定の施行前にした改正前の中小企業指導法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第十八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「中小企業近代化資金等助成法」を「中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第 号)附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法」に改める。

第二条第三項に次の一号を加える。

九 中小企業振興事業団法第二十條第一項第二号の規定により資金の貸付けを受けた都道府県から当該資金を財源の一部とした資金の貸付け又は施設の譲渡を受けた者及び同項第三号の規定により中小企業振興事業団から資金の貸付け又は施設の譲渡しを

受けた者並びにこれらの者が同法第二条第四号又は第五号に掲げる者であるときは、その直接又は間接の構成員

(前各号に掲げるものを除く。)

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第十九条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「又は第三条の第二項」を削り、「第五条第一項」を「第五条」に改め、同条第二項を削る。

三 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第五十五号)第三条第一項第三号の二に規定する事業協同組合若しくは事業協同小組合又は同号に規定する法人で小売商業を営むもの

同号に規定する小売商業店舗共同化計画に基づいて設置される建物及び建物附属設備のうち政令で定めるもの

十分の一

三 事業協同組合若しくは事業協同小組合(これらの組合の組合員たる資格に係る事業が商業であるものに限る。又は商業を営む中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第...)

都道府県又は中小企業振興事業団から資金の貸付け又は施設の譲渡を受け、取得する小売商業の経営形態の近代化を図るための建物及び建物附属設備のうち政令で定めるもの

十分の一

改める。

第五十六条の二第二項中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改める。

第七十八條の三中「中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号に規定する事業協同組合等の組合員若しくは」を「事業協同組合若しくは事業協同小組合又はこれらの組合の構成員とする協同組合連合会(以下「事業協同組合等」という。)の組合員又は」に改め、「中小企業者」の下に「(中小企業振興事業団法第二条第一号から第三号までに掲げる者をいう。)」を

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過規定)

第二十條 附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金及び同法第五条第二項の中小企業共同工場については、前条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。第四十三条第一項の表中

に を

第二十二條 附則第十三条の規定による改正前の

中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第三号の二に規定する事業協同組合若しくは事業協同小組合又は同号に規定する法人で小売商業を営むものが同号に規定する小売商業店舗共同化計画に基づいて設置する建物及び建物附属設備の償却限度額の計算については、前条の規定による改正後の租税特別措置法第四十三条第一項の表の第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号に規定する事業協同組合等が同号に掲げる資金の貸付けを受けて作成した同号の工場等集団化計画若しくは店舗集団化計画に基づき取得し若しくは造成した土地又は同条第二項に規定する中小企業共同工場貸与事業により都道府県から譲渡を受けた土地を当該事業協同組合等からその組合員又は所屬員たる中小企業者が取得する場合の当該土地の所有権の移転の登記については、前条の規定による改正後の租税特別措置法第七十八條の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)
第二十三條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中「日本中小企業指導センター」の項を削り、中小企業金融公庫の項の次に次のように加える。

中小企業振興事業団
和四十二年法律第...号)

(法人税法の一部改正)

第二十四條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中「日本中小企業指導センター」の項を削り、中小企業金融公庫の項の次に次のように加える。

中小企業振興事業団
和四十二年法律第...号)

(印紙税法の一部改正)

第二十五條 印紙税法(昭和四十二年法律第...号)の一部を次のように改正する。
別表第二「日本中小企業指導センター」の項を削り、中小企業金融公庫の項の次に次のように加える。

中小企業振興事業団
和四十二年法律第...号)

(登録免許税法の一部改正)

第二十六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第...号)の一部を次のように改正する。
別表第二「日本中小企業指導センター」の項を削り、中小企業金融公庫の項の次に次のように加える。

中小企業振興事業団
和四十二年法律第...号)

(地方税法の一部改正)

第二十七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二條の四第一項第二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に「中小企業振興事業団」を加え、同項第三号中「日本中央競馬会及び日本中小企業指導センター」を「及び日本中央競馬会」に改める。
第七十三條の四第一項第十七号を次のように改める。

十七 中小企業振興事業団が中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第...号)第二十條第一項第三号に規定する業務(同項第二号ロに掲げるものに限る。及び同項第四号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの)

第七十三條の十四第五項を次のように改める。

都道府県又は中小企業振興事業団から中小企業振興事業団法第二十條第一項第二号イ又はロの資金の貸付け又は施設の譲渡を受け、中小企業構造の高度化に寄与する事業の

用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該貸付けを受けた額又は当該施設の譲渡しの対価の額から当該施設の引渡しを受ける時までを支払うべき額を控除した残額に相当する額を価格から控除するものとする。

第七十三条の二十七の五の見出し中「又は計画組合」を削り、同条第一項中「中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号の事業協同組合等若しくは同項第五号の計画組合が、同項第四号若しくは第五号の規定に基づき資金の貸付けを受けて」を「事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会（以下この項において「事業協同組合等」という。）が、都道府県若しくは中小企業振興事業団から中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡を受けて、中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものの用に供する」に、「若しくは計画組合の組合員を」の組合員に改め、「当該事業協同組合等若しくは計画組合による当該不動産の取得又は」を削る。

第三百四十八条第二項第二十二号を次のように改める。

二十二 中小企業振興事業団が中小企業振興事業団法第二十条第一項第四号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

（地方税法の一部改正に伴う経過規定）

第二十八條 中小企業等協同組合、商工組合若しくは商工組合連合会が附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項の規定による政府の助成に係る資金の貸付けを受けて、中小企業経営の近代化若しくは合理化のための中小企業者の共同利用に供する施設を取得した場合又は事業協同組合若しくは事業協同小組合若しくは協同組合連合会が同条

第二項の規定による政府の助成に係る施設を地方公共団体から譲渡を受けた場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前条の規定による改正後の地方税法第七十三条の十四第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号の事業協同組合等又は同項第五号の計画組合が、同項第四号又は第五号の規定に基づき資金の貸付けを受けて不動産を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等又は計画組合の組合員又は所屬員に当該不動産を譲り渡した場合において、当該事業協同組合等又は計画組合による当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、前条の規定による改正後の地方税法第七十三条の二十七の五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十九條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「小規模企業共済事業団」の下に「中小企業振興事業団」を加え、「日本中小企業指導センター」を削る。

（行政官庁設置法の一部改正）

第三十條 行政官庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に「中小企業振興事業団」を加える。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第三十一條 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の二の三を次のように改める。

四の二の三 中小企業振興事業団に関すること。

理由

中小企業の経済的社会的存立基盤の変化に対処し、中小企業の振興に資するため、中小企業振興事業団を設立し、これに中小企業構造の高度化を促進するために必要な指導、資金の貸付け等の事業を総合的に実施させるとともに、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業をあわせて行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○青野国務大臣 ただいま議題になりました特定繊維工業構造改善臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国の繊維工業は、国民の衣料及び生産用資材を供給するとともに、多額の輸出を行なうことにより国民経済全体の発展に大きな役割りを果たしてきた重要産業であります。

しかるに、最近、わが国の繊維工業を取り巻く内外の経済的環境は、一段ときびしさを加えるに至っているものであります。すなわち、国内におきましては、若年労働者を中心とする労働力需給の逼迫と、これによる賃金の急上昇によって労働集約的産業である繊維工業の存立の基盤に重大な影響を与えかねない情勢になっており、また、複合繊維化の進展は、従来の繊維工業の供給構造に革新をもたらそうとしております。

外国に眼を転じますと、発展途上国における繊維工業の目ざましい発達によって、従来、海外市場において圧倒的地位を誇っていたわが国の繊維製品が次第に後退を余儀なくされつつあります。この間にあって、先進諸国によるその繊維工業の構造改善策が相当の効果をおさめつつあることは、一方で、わが国にとって樂觀が許されないうべきことでありますとともに、他方、わが国繊維工業の構造改善の早期実施に対する教訓を与えらるものと申せましょう。

ひるがえって、わが国の繊維工業は、過去十数年にわたって公的規制のもとに置かれてきたので

あります。この間において、企業数の過多、企業規模の過小と設備過剰の事態は改善されず、依然として過当競争を繰り返し、このため収益力の低下により近代化投資の著しい遅延をもたらした、これが国際競争力を低下させるという悪循環におちいっています。

繊維工業に見られるこのような事態は、国民経済全体の立場から見て放置し得ないものであり、早急にその国際競争力の強化をはかるため、その構造改善対策を早急に樹立すべく、一昨年十二月に通商産業大臣の諮問機関である繊維工業審議会及び産業構造審議会に対し、「繊維工業の構造改善対策はいかにあるべきか」との諮問をし、その後同審議会において鋭意審議が行なわれた結果、昨年九月には、特に対策実施の必要性が大きく、業界のこれに対する熱意が旺盛であり、かつ、対策についての準備の整いつつある紡績業及び織物業についての答申を得ることができたのであります。

その後、政府といたしましては、この答申の趣旨を尊重し、必要な施策の内容及びこれに対する助成措置について鋭意検討を加えました結果、昭和四十二年度を初年度として、ほぼ答申の趣旨を体した施策を実施するのに必要な予算等の措置を講ずることとなりました。これに合わせ、この施策を実施するために必要な法律的裏づけを得るため、特定繊維工業構造改善臨時措置法案を作成し、提案することとなった次第でございます。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、その対象業種としては、繊維工業の中心業種である特定紡績業、すなわち綿糸、スワ糸、合繊糸及び混紡糸を製造する紡績業と特定織物業、すなわち綿スフ織物業及び絹人絹織物業として定めることとあります。

第二は、特定紡績業の構造改善について、通商産業大臣が設備の近代化、生産または経営の規模の適正化、過剰設備の計画的な処理その他構造改善に関する事項について特定紡績業構造改善基本

計画及び毎年の実施計画を定めるものとして、
のであります。そして、政府は、この実施計画に
定める設備の近代化等の事項に資金の確保に
つとめ、また、基本的計画に定める過剰設備の処
理に課税の特例を認めることとし、一方、そ
の施策を講ずるにあたり、関連労働者の職業の安定
につき配慮するものとしております。

第三は、特定紡績業の構造改善に関する措置の
うち、過剰設備の計画的な処理に關しましては、
通商産業大臣が特定紡績事業者に對し、その特定
紡績機の織維工業構造改善事業協会の一括売り
渡し等に関する共同行為を指示することとし、さ
らに、共同行為の指示の後、特に必要ある場合に
は、特定紡績機の処理に關する命令をすることが
できるものとしております。

第四は、特定織布業の構造改善について、特定
織布業商工組合がその地区内の組合員の設備の近
代化及びこれに伴う設備の処理、生産または経営
の規模の適正化等の構造改善に関する事業の実施
のため特定織布業構造改善事業計画を作成し、通
商産業大臣の承認を受けることができるものとし
ております。そして、政府は、承認を受
けた計画に従って実施する事業について資金の確
保につとめ、設備処理の事業につき織維工業構造
改善事業協会を通じて補助金を交付することがで
きるものとし、また、特定織布業商工組合の構造
改善準備金への積み立てに關し課税の特例を認め
ることとし、一方、その施策を講ずるにあたり關
連労働者の職業の安定につき配慮するものとし
ております。

第五は、織維工業構造改善事業協会についての
規定であります。協会は、この法律に基づき、業
界関係者、関係都道府県知事及び学識経験者が発
起人となって定款を作成し、通商産業大臣の認可
を受けて、一を限って設立されるものであり、協
会の資本金は、設立の際等に政府が出資する金額
をもって構成するものとしております。

次に、業務に關しては、協会は、特定紡績業に
おける過剰設備の処理のための特定紡績機の買い

取り及び廃棄、特定紡績業及び特定織布業の事業
廃止者からの設備の買い取り及び廃棄、特定紡績
業にかかる納付金の徴収、特定織布業構造改善事
業に必要な資金調達をはかるための保証及び融資
その他構造改善に關する業務を行なうものとして
いるのであります。

協会の業務のうち特定織布業構造改善事業に必
要な債務保証及び融資の業務に關しましては、政
府からの出資金及び特定織布業商工組合からの出
捐金によって構成される信用基金を設けることに
してあります。

また、協会は、特定紡績業における過剰設備の
買い取り及び廃棄または特定紡績業の事業廃止者
からの買い取り及び廃棄の費用に充てるため特定
紡績事業から納付金を徴収することができ、その
徴収につきましては、強制徴収がで
きるものとしております。

さらに協会の監督につきましては、その業務の
公共的性格から通商産業大臣が監督するものとし
ております。

第六は、この法律の廃止につきましては、構造
改善対策が五年間にわたって実施されることと關
連して、昭和四十七年六月三十日までに廃止する
こととしております。

第七は、本法律の附則により織維工業設備等臨
時措置法の一部改正を行なうこととしてあります。

織維工業設備等臨時措置法は、織維工業の合理
化等をはかるため、過剰設備の廃棄の促進等に必
要な措置を講ずることを目的として昭和三十九年
に制定、施行されたものでありますが、今回、織
維工業の構造改善の円滑な実施を確保するため、
昭和四十三年九月限りで失効する同法の期間を昭
和四十五年六月まで延長すること、昭和四十二年
九月限りで統合される紡績機の区分制を従来どお
り維持すること、第四号の区分に登録された紡績
機の一比率の廃棄を条件としての第一号の区分
への変更登録を認めること、過剰紡績機の格納の
延長等の改正を加えることとしております。

す。

以上御説明申し上げましたように、織維工業の
経済的諸条件の著しい変化にかんがみまして、特
定紡績業の構造改善をはかるため、特定紡績工
業につきまして、設備の近代化及び生産または経
営の規模の適正化の促進、過剰設備の計画的な処
理等のための措置を講じようとするものが、本法
律案をここに提出する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますよう
お願い申し上げます。

次に、中小企業振興事業団法案につきまして、
その提案理由及び要旨を御説明いたします。

申し上げるまでもなく、中小企業は、わが国経
済においてきわめて重要な役割を果たしており
ますが、最近の中小企業をめぐる経済環境は一段
ときびしさを増しており、外にあっては資本取引
自由化の要請、発展途上国の進出等による国際競
争の激化、内においては労働需給の逼迫や産業再
編成の影響等激動的な内外の経済情勢に對する
ため、わが国の中小企業は画期的な構造改善を迫
られております。

政府といたしましては、中小企業の構造改善を
促進するため、従来から各種の施策を実施してま
いりましたが、このような最近の経済情勢の変化
に對しては、わが国の中小企業をより一そう振興す
るためには、中小企業の構造改善を推進するため
の指導と助成を有機的かつ総合的に実施する専門
的な機関が必要であると考えられます。

中小企業振興事業団は、このような要請にこた
えるため、現行の中小企業高度化資金融通特別会
計と特殊法人日本中小企業指導センターを發展展
に解消し、両者を統合して一つの総合的な機関と
するものであります。

次に本法案が規定する中小企業振興事業団の概
要を御説明申し上げます。

まず事業団の資本金としましては、一般会計か
らの出資金約四百億円のほか、中小企業高度化資
金融通特別会計の貸し付け金債権等約四百十億円
と、日本中小企業指導センターへの出資金約六億

円を引き継いで、合計で約二百五十億円を予定し
ており、役員は、理事長以下七名を予定しており
ます。

次に事業団の業務といたしましては、中小企業
の構造改善を促進するために必要な事業を総合的
に行なうこととしておりますが、これを法案に即
して御説明いたしますと、まず第一は、指導事業
であります。中小企業の構造改善を促進するため
には、大企業の場合と異なり、何よりも親身に
なつて相談に応じ、適切な助言を行なうことが大
切であります。事業団は、都道府県と協力して中
小企業者の依頼に応じて必要な指導を行なうこと
としております。

第二は、資金の貸し付けあるいは施設の譲渡事
業であります。事業団は、都道府県の助成を前提
に、都道府県と協力して中小企業者の事業の共同
化、協業化を中心とする構造改善事業あるいは織
布業が産地組合を中核として行なう設備の近代
化、企業の集約化等の構造改革事業に對して長
期、低利の資金の貸し付けを行なうとともに、さ
らに中小企業者の依頼に応じてこれらの事業に必
要な施設の分割譲渡を行なうこととしております。

第三の事業は研修事業であります。企業の發展
をささえるものは、何よりも人でありまして、本
事業団は、中小企業の経営管理の合理化や技術の
向上をはかるため都道府県の指導担当者養成す
るとともに、中小企業者またはその従業員に對す
る研修にも力を注ぐこととしております。

事業団は、以上の業務のほか、これらの各業務
を行なうための基礎となる中小企業に關する情報
の収集や調査研究を行ない、その成果を広く中小
企業者に普及する事業も行なうこととしておりま
す。

本法案は、さらに事業団の借入れ金や債券の
発行等の会計に關する規定を置くとともに、附則
におきまして、中小企業近代化資金等助成法、中
小企業指導法その他の関連法律につきまして所要
の改正を行なうこととしております。

もう一点だけお尋ねをいたしたいと思ひますことは、日本が現在使っている原油、原油を持ってきたて、石油にしたり軽油にしたりあるいはガソリンにしたりしてゐる。これは一体現在どのくらいの輸入をせられておるのかというのが一点。そうして国内でとれる量はどの程度であるか、この点をひとつお尋ねをいたしたいと思ひます。

○商角政府委員 昭和四十一年度におきましてわが国で輸入いたしました原油は、九千九百八十九万五千キロリットルでございます。これに對しまして、国内で生産されました原油は七十七万一千キロ、全体の中で九・三％が輸入に依存をいたしておる、かような数字になっております。

○丹羽（久）委員 九・三％が輸入であつて、国内でとれるのがあとの〇・七％ですか。そうすると、こういうことを考へてはいかぬことではないと私は思ふが、これも一つは考へるうちにに入れておかなければならぬと思ひますが、もしも船が原油を運ぶことのできないような事態になつてきた場合、日本でとれる原油というのは〇・七％だ。そうすると、九・三％は外地から持つてくる。これは全部ストップしてしまふ。そうなつてきたときに、日本はそういう事態が起きて心配なく現状のすべてが円滑に運営せられて何年くらい持ちこたえる用意をしておられるのか、あるいは何か月くらいはの用意をしておられるのか。それはたいへんな問題だと私は思ふ。ベトナムの問題が不幸にして世界大戦へ導かれるようなことはあり得ないとは思ひますけれども、もしもそういうようなことになつてきて、原油の船がストップしてしまつたというふうな事態になつてきた場合には、一体どういふような考へ方、どういふような措置をとられるか。いまだだけの手持ち量を政府としては民間と共同で持つておられるか。この点ひとつお尋ねをいたしたいと思ひます。

○商角政府委員 ただいま御指摘のございました点は、石油の安定供給の上でまことに重要な問題点でございます。さような見地から、現在わが国におきます石油の貯蔵、すなわち貯油の増強とい

うことをはからなければならぬと考へておりますが、今日の状態は、わが国におきます貯油は、製品で二十三日分、原油で十九日分、合算して四十三日分、約一カ月半分が国内で貯蔵されております。西歐諸国におきましては、これが現在六十日分、約二カ月分が貯蔵されておるのが通常になつておりますので、わが国はなお今後とも一そう貯油の増強をはかつていく必要がある。さような見地から、たとえば大型の原油基地の建設あるいはタンクの貯蔵能力の増強等々につきまして、今後とも十分政府といたしましては業界の指導をいたしてまいりたいと考へております。

○丹羽（久）委員 西歐の話が出ましたが、西歐では、二カ月、日本では大体一カ月とおっしゃるけれども、向こうは運搬しなくても、ふき出すやつをそのままにすれば使えるけれども、日本は持つてきてもらわなければいかぬ、また運搬しなければならぬ。そこに私はいまの局長さんの見解といささか違つた見解を持つてゐる。そういうことであるけれども、そういう心配をしておる。だから、これから大型のやつを持つて、もしもの事態のときにはもつと耐え得るだけの体制を整へようと思つて、いま考へつつこれを進めていこうという考へだということなら、もうこれ以上何も質問することはないんです。しかし、あなたがそういうようなことだけで済まそうということだということと事態がたいへんなことになる。だから、あなたがこれからこれをほんとうに実行に移して、いこう、大臣をはじめ皆さんが民間にも協力して、そしてどんな事態があつても、そう心配しなくても、自分のうちにはいけるんだという体制をひとつ特に主管であるところの通産省は考へてもらいたい、こういうことを私はお願いするのです。

以上をもちまして、あとの質問者もございまして、私の質問は終わることになります。どうも御苦労さまでした。

○島村委員長 佐野進君。

○佐野（進）委員 だいたい時間がたつて、もうあまり長くやることはどうかと思ひますので、いろいろ

る聞くものがございしましたが、省略しまして、しほつて質問をいたしたいと思ひます。

さっきの消費者行政の問題ですが、通産当局のお考えを聞いておきますと、消費者行政についてきわめて熱意が不足してゐる。考へはあつても、それをどう実行するかということについては具体的な内容が乏しい、こういうことを痛切に感じました。したがつて、いろいろありますが、それらの点は省略して、一点にしほつて、こういう点についてどうかということについて御質問をしてみたいと思ひます。

通産産業六法の中に通産行政として、公共事業的性格を持つものの中で電気事業とガス事業については通産省がその料金やその他指導について責任を持つことができるというぐあいに書かれております。そこで今日の物価対策上から消費者の生活を守るということになりますれば、当然生産過程の中における原価の引き下げ、あるいは流通部門における原価の引き下げ、その他先ほど大臣も言われたようないろいろの点が考えられなければならぬと思ひますが、直接的に効果を発揮し、しかも具体的に消費者である国民に喜んでもらえる点としては、電気料金並びにガス料金に對して適切な通産行政としての指導があれば可能だと思ひます。そこで私どもが知つておる範囲においては、まず電気事業から入りますれば、全国的に電気事業における収益性の向上、こういうところから、ある特定の電気事業会社については、その料金の引き下げないし訂正、改正といひますか、そういうことをやっておるやに聞いておるわけでありまして、これらの点について少し具体的に御説明をお願いしたいと思いますわけでありまして。

○安達政府委員 消費者行政との関係におきまして電気事業行政、ガス事業行政にちよつと触れてみますと、電気事業法におきましてもガス事業法におきましても、消費者の利益、事業の健全な発達、公共の安全の確保ということを目的にうたつておりますように、消費者の利益の保護というこ

とを第一の柱にして考へておるわけでありまして。そこで電気事業を中心に御説明申し上げますと、昔からいわれております良質な電気を豊富にしかも低廉に、しかも安全に供給すること、そこら辺のところは電気事業なら電気事業行政の中心があるかと思つております。そこで料金の問題について言ひますと、ただいまのところ料金は電気事業法——ガスにおいても同様でございますが、いわゆる認可制のもとに置かれておる供給規程の中で、健全な運営のもとにおける必要な原価に適正な利潤を加えたものというふうなことで料金をきめるのだということがうたわれております。そしてそれに基づきまして、電気においてもガスにおいても料金の算定基準というものができておる。密な原価計算、それから料金制度がきめられておるわけでございます。御指摘のように、最近電気事業におきましても、電気事業は御承知のように、事業者が分割されて、全国に九電力会社があるわけでございますが、経理状況はみなまちまちでございます。これは発電構成、需用構成などの事情があるわけでございますので、当然みなまちまちでございますが、その中の一部のものにつきましては、特に最近経理状況が好転しておると見受けられる社もございまして。そこで料金問題に關連いたしまして、そのような経理状況におむね良好と思はれるところについて引き下げ——もちろん引き下げができればいい、これは消費者としても一番好ましい限りであるわけでありまして、その引き下げが可能かどうかという問題については、常にいろいろな関係資料をもつて、特に最近の経理状況の好転したような情勢を盛り込みまして、常時慎重に検討を重ねてきていくわけでございます。ただいまのところ、一般論的に申しますと、確かに過去におけるように、量が足りなくて電源開発に追われて、そしてそのための設備資本比が著しく高騰した結果いわゆる九電力中の六つか七つの会社に至るまで料金値上げをしなければならなかつたというふうな情勢は、大体昭和三十七年くらいには終わつております。

それからガスについて一言触れますと、ガスは御承知のように、ただいまガス事業法の許可を受けた事業者がおおむね二百二十三ほどございます。そのうちの二、三の会社につきましては、相

それからそれに関連して、これは資料として請求するのでありますが、電力料金の中で一番問題

○安達政府委員　お答えいたします。
ただいまの御質問は、一言にして言いますと、電灯が高くて電力が安いじゃないか、こういう御指摘の趣旨かと思ひます。そのうち、特に重要企業云々というおことばでございましたが、重要企業だから電力を安くするとか、あるいは重要でない企業だから高くするということはやっておりません。

ます。特に大口などで、いわゆる発電所から——発電所は数万ボルトの大きい、高い電圧で電気は生産されるわけでございますが、それが各家庭の電圧になりますと、百ボルトないしは二百ボルトという低いところまで下がってくるわけでございます。その過程を通じて——送電線を通じて、第一次変電、第二次変電という幾つかの過程を経て、そうして最終需用家の各家庭に参入ということになっております。ところが、大口の需用者あるいは普通の小口でも、それぞれその途中の段階から線を引かれるわけですね。そうしますと、電力を供給されるまでの全原価の中で、それぞれの需用、こういう電圧別の部門ごとに原価を配分するわけでございますが、その過程において、最終的な電灯需用部門に対するあれば、電圧の関係で、まず大きな原価の配分がくるわけでございます。そういう形で、いわゆるかかる原価に従って料金をきめるというたてまえからいきますと、まずこの供給電圧の違いという点が一つ事情がございます。それから大口の電力の場合の一需用家当たりの月間の使用時間数は大体平均四百時間前後でございますが、電灯の一需用家当たりの月間の使用電力量は大体八十時間程度に平均なっております。したがって電灯の場合は、一キロワットアワー当たりのいわゆる固定費の負担が、いわゆる大量使用大口需用家に比べて原価の割り方が高く

なるという事情が一つございます。

それからもう一つは、送電の距離ないしは段階が長くなればなるほどロス率が高くなるという事情。もう一つには、需用家費と申しておりますけれども、いわゆる検針、集金等の費用というようになことがまた大口の場合に比べて違ふ原価の要素になっております。このような形で、まあ一応理屈を申しますと、ただいまのような高い電灯料金とただいまのような電力料金、全部一くくるめに比べて比較してみますと、それぞれが原価の上から見れば公平なんです、こういう体制になっております。

○佐野(進)委員 もう時間がありませんから議論をしていひますがございせんが、私のさっき申し上げたのは、いまが、いまきまったことが悪いんだ、そのきまっておる原価がいいとか悪いということとはしばらくおとして、決定してから時間もたつたことだし、そういうような社会情勢の変化の中で消費者行政というものは非常に重く見られておるときで、しかもこの人たちは、消費者というものは何ら力を持っていわゆる利益を要求するということが出来ない立場にあるとき、通産行政の面から、電力消費その他いろいろの面について支援とか、行政上において特別の措置をされる立場にある人たちが、あるいは企業、こういうことについてはもうこの時点の中で、さっき言った電力事情の好転と収支の安定、こういうような形の中で値下げということが行なわれれば一番いいし、行なわれ得ないとしても、それらの問題について通産省としては考えておくことができるのではないかと、こういう点について、もっといろいろ資料を持っておられますが、考えがありますが、時間がないから――聞きたかったのであります。時間が、ひとつ大臣からそれについての総括的な御意見を聞かせていただいて次へ進みたいと思ひます。

○菅野(国務)大臣 先ほどの御質問の中で、電力が安くて電灯が高いということですが、電力のほうは、御承知のとおりいろいろの生産にみな電力を

使いますから、したがってそれがコストになっておりますから、それが安ければできた製品が安くなるということでありまして、一般消費者としては、電力が安いことによつてまた安い着物も着られるとかいうようなことになると思ひますからして、その点の計算がなかなかむずかしいと私は思ふのです。だからして電力が安いからいい、消費者が損するとか何とかというところは、なかなかこれはむずかしいことだと思ひます。しかし総じて、電力というものは国民一般が消費するものでありますからして、安いほうがいいことはもう申すまでもないことであります。したがって、今後あるいは生産コストが安くなるようであれば、電気をつくる発電コストが安くなるようであれば、もちろんそれについては電力なり電灯も安くしてもらつたということは望ましいことだと考えております。

○佐野(進)委員 そういうことでさっき申し上げた資料と、それから電力と電灯との料金格差についてどのような形になっておるか、ひとつ後はどうしていただきたいと思ひます。

最後に、「万国博覧会の開催準備」という第二五ページの問題について、これは私知りませんからひとつお答えを願ひたいと思ふのです。この法律によりまして、日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律ということ、で、「予算の範囲内において」これを支援するといひますか、「補助することが出来る。」こういうこととで、この中では「三分の二を計上いたしてあります。」というふうに書いてあるのです。「予算の範囲内」という判断はどういう判断で、三分の二ということがどういふことできまつたのか、この点についてちょっとお聞きしておきたいと思ふのです。

○菅野(国務)大臣 国の負担が三分の二、全体のうちの三分の二を国が負担するということとでございまして。

○佐野(進)委員 だからそのきまつた原因、三分の二というのは法律では「予算の範囲内」といふ

んです。予算の範囲内で補助することになったとき三分の二ということになったんだから、これは「予算の範囲内」といふのは三分の二というように解釈すると、その三分の二の基準というのはいかなるところから出たのかということを知りたいと思ふのです。

○橋本(説明)員 お答えいたします。「予算の範囲内」といふ規定は、こういう民間に対する政府の財政援助の場合の例文でございまして、考へ方といたしまして、政府がその予算の許す範囲内において補助するといふふうに解釈すべきであらうと思ひます。その三分の二にきまつた経緯は、これは大臣折衝でございまして、その背景としての事務的な考へ方と申しますと、昨年度におきましては、暫定的に国が半分、地元が半分というふうなことになつておりました。それからモントリオールの例をとりまして、国が半分とやはり地元が半分となつておりますが、日本の場合には、こういったモントリオールに比べて、地方の国に対する財政力の関係が、よほどカナダの場合に比べてまして国のほうがウェイトが高いといふふうな点も加味されてきまつたんであるといふふうに考えております。

○佐野(進)委員 あのね、そのきまつたんであると思ひます。困つちゃうですね、きまつたんだから。私は万国博に金を出しちゃいけないと言ふんじやないです。うんと出してやりなさいという立場で話しているんですよ。というところは何か。モントリオールがどうか、ブラッセルがどうか、あるいはパリがどうかといふことを聞いているんじやないのです。これはあくまでも日本でやる万国博なんですよ。したがつて、私が首尾一貫しないように感ずることは、そういうふうにして「予算の範囲内」でやるということ、全額出してもいいんですよ。結局全額出しててもいいといふことでは。三分の二にしても悪くないですよ、それは。だからその背景がどうしてそうなのかわか、三分の二以上にはもうな

れないのかどうか――これはやはり大臣でなければだめだ。あなたじゃ、そうなんだであらうと思ひます。言うだけだから、大臣のほうからどうしてそうなんだといふことをひとつ聞いておきたいと思ひます。

○菅野(国務)大臣 三分の二ということにきまつたのは、外国の例が半々といふような例になつておりますからして、外国の例をも参酌いたしまして、それはもちろん国が全部出してもいいわけですが、全部出さなければいけぬというわけじゃない。予算が許せば全部国が出してもいいし、また半分でもいいし三分の一でもいいといふことになりましたが、まあ日本としては三分の二が適当じゃないか、こう思ひまして三分の二出すことに決定したわけなんです。

○佐野(進)委員 だからその三分の二が適当だといふ根拠は何なのか、三分の二が適当だと思つたのは財政上の理由があるのかどういふことかといふことなんです。政治的な折衝の中でさうきまつたのか。

○菅野(国務)大臣 政治的な折衝といふことではなくして、地元も負担すべきだといふ観点をしたわけなんです。だからして、地元がそこで三分の一持つとか三分の二持つとかいふ考へ方であつて、そこで私は、三分の一は地元が持つべきだといふことで、国は三分の二といふことにきまつたわけなんです。

○佐野(進)委員 どうもかみ合わないで困つちゃうのですが、時間がなから、いつまでやつたて始まらないから次へ進みますが、ともかく三分の二出すことにした。そしてできる諸施設は、ともかく三分の二だから、政府館は別として、も、地元のそれぞれの施設に三分の二出すといふことだから、政府の発言権が三分の二の範囲なのか、あるいはどの程度の範囲内であるか、あることは事実だと思ふのです。ただ私たちは、だれでもそうであると思ふのですが、この万国博は成功してもらいたいと思ふのです。思ふけれども、ここでちょっと新聞を見ると、ずいぶん変なことを言っている。もう少ししっかりしてもらわなけ

れば困ると思うから、あえて質問しているのです
が、ここに「会場設計また大幅手直し」というこ
とで通産省が文句を言ったというところを書いた
のです。この新聞によると。だから、通産省が
三分の二を出すことによって——本来ならば
全部出さなければ、地元の施設だから、金
は全部出してもいいけれども地元でやってやれ、
これはわかりません。そうだとすれば、文句を言っ
て新聞に書かれるような行動をする通産省のあり
方がちょっとおかしいじゃないか。何でも中途は
んばで、いわゆる三分の二を出すのも、何だかわ
からないうちにやっちゃった。四分の三出して
いいし二分の一出していい。だから、仕事につ
いても積極的に取り組むものではなくて、向こう
でできた案に一々けちをつける。通産省が通
産行政として万国博にそういうことで取り組ん
でおられるのかということに疑問が生ずるわけだ
よ。

○橋本説明員 この博覧会におきます政府の役
割りと申しますか、これはいまの提出された
例でまいますと、二つあると思うのです。一つ
は、政府はあくまでもこの博覧会協会に對しまし
て、博覧会を成功させるために助成し監督する
というふうな立場でございます。それからもう一つ
は、博覧会の場合に、政府もやはり民間と同じよ
うに出展者の一人になるというふうな立場がある
のであります。先ほどの例で参りますと、後者の
例がそれでございます。したがって、そう
いった会場におきます、いわゆるどういふ
に建物を配置するかといったようなきわめて専門
的な問題につきましては、協会が専門的な人々
を集めまして、英知をしぼってそれをやって
おるわけでございます。大部分それに依存せざる
を得ないという考え方に立っております。ただその
場合に、その新聞に出ておられますのはやや過大な
感じで書かれておるのではないかと私思うので
ございます。といいますのが、通常の民間の建物
は、博覧会のと全部取りこわしてしまします。
ただ政府館の場合には、これは博覧会のマークの

形で設計をいたしまして、永久に残る建物とい
ふようなことでやりたい。したがって、通常の
建物に比べまして、どこに置くかといったような
場合に、いわゆるあと土地利用の考え方を配置の場
合の要素の一つとして加味してほしいというふう
な考え方で、それを協会に申し込んでおるとい
ふことが、ややそういうふうな対立概念的に
言われておると思いますが、これは決してそう
いう対立の状態で話しておるのではないに、要素
の一つにそういうものを加味して考えてほしいと
いうふうなことをわれわれのほうから申し込み
いま協議をしておる段階でございます。

○佐野(進)委員 ともかく万国博は成功さして
くださいという気持ちだけではだめだと思
うので、そういうふうな形の中で、予算の面その他
についてやはり通産省が、さき大臣が説明され
たように、私も聞いていた場合、これこれこうだ
というものと的確な説明が聞けるといい、かつ
この「菅野副会長」云々ということについて
もう少し突っ込んだ答弁を求めたいと思
うのですが、時間の関係もありまからやめたい
と思ひます。いずれにしても、ひとついまの説明
のように大げさに書かれてあるということであ
れば、そういうぐあいに解釈せざるを得ないと思
うので、ひとつ大げさに書かれないよう十分なる配
慮をやつてもらいたい。

それから最後に、ここに「この世界的行事をそ
れにふさわしい企画と規模で成功させるよう、関
係各位の御協力を願ひする次第であります。」こ
の方針の中にこう書いてある。「関係各位の御協
力」というのはどういうことか。いわゆる精神的
な御協力を願ひしますということなのか、これ
は議会に對して説明したのか、あるいはそうじゃ
なくて、全体的な意味においての表現なのか、そ
の点についてひとつお答え願ひしたいと思います。

○菅野国務大臣 今度の万国博覧会は日本で初め
てでありまして、アジアでも初めてであります。
私は、この博覧会というものは全国民がやはり協
力すべきものだという考えをしておりますし、ま

たこの博覧は、私は全国民の教育道場であつてし
かるべきだという考えをしております。したがつ
て、そういう意味においてこれは官民ともに協力
してもらいたい、ことに国会においてはもう超
党派的に実はお願いしておるのであつて、皆さん
の御協力も得て、そうして成功せしめたい。これ
はもう日本の——そう言つては何ですが、これ
だつて日本の運命を決するといふと語弊がありま
すけれども、私から言つて、戦争に匹敵するよう
な大じかけなものだ、こう考えておるので、そこ
で、これはひとつ全国民が協力して万国博が成功
するようにお願いしたいというのが私の念願であ
りまして、それを言いあらわしたわけであつて、
ひとつよろしく願ひいたします。

○佐野(進)委員 どうも長い質問したいへん
皆さんに申しわけなかったのですが、ただ最後の
締めくくりとして、ひとつこういうことをあまり
書かれたり何かしないので、われわれも協力する
から、するならばそういう形の中で、やはりいろ
いろ教へてもらつたり、あるいは情報を提供して
もらつたり、そういうことについて要望したいと思
うのです。

質問を終わります。
○中村(重)委員 閣下、万博に對して、アメリカ
が参加の要請に應じておつた。ところが何か外務
省の事務処理ではそれが明らかになつていなか
つたということが報道されておつた。その経緯はど
ういうことですか。

○橋本説明員 これは正式の公式参加をどうい
う形においてとらえるかという問題で、アメリカの
場合には、予算が議会を通れば参加いたしますと
いうふうな条件つきになつて来ておるのを正式参
加と受け取るかどうかというふうな解釈で、いま
まで一般的にはその条件がついておることから不
参加というふうにしておつたのですが、そういう
条件は各国共通の問題ということで、参加とい
う形にしたわけでございます。

○中村(重)委員 そうすると、そのことはわか
つておつたことですか。だからアメリカはも

う正式に参加するのだという態度である、それ
はアメリカに要請に行つてわかつたのだという
ですね。ところが、そのことが伝えられると、今度
は外務省の事務処理というのがまずかつたので
それがわからないで、外国に對してまことに
失礼だといふような新聞報道があつたんですね。
あなたのおっしゃられるとおりであるならば、そ
れはそうじゃないということになる。ただ明確で
なかつたのだというにすぎないというふうになる
のだけれども、その点がはっきりしないじゃない
ですか。

○橋本説明員 お答えいたしますが、ほかの諸外
国の場合には、実はそういう条件なしで政府から
政府へ参加するといふふうな外務省に來ておるわ
けでございますが、アメリカの場合に、特にそれ
を念入りに書いたために、外務省としての整理が
間違つたのじゃないかといふふうに思つてお
ります。

○中村(重)委員 そうすると、アメリカも正式に
参加するのだということがわかつたのです
が、(中略)

(それから共産圏に對しての参加要請というの
はどうなつておるのです。大臣どうです)

○菅野国務大臣 共産圏全体については、出品を
依頼しておるところもあるし、また依頼してない
ところもあります。例をあげれば中共です。これ
は依頼しておりません。しかし、できれば中共
も、私自身としては参加のできるような時期の來
たらんことを望んでおるわけでありま

○中村(重)委員 共産圏は全部じゃない、いま中
共といふことをあなたがあげになつただけ
けれども、中国とどこに要請をしてないのです。

○橋本説明員 世界で七カ国招請をしていないと
ころがございます。

中国それから北朝鮮——ちよつといま調べて……
○中村(重)委員 中国も参加するやうな時期に到
達することを期待をする、えらい回りくどいむず
かしい表現をされるのだが、そうすると、中国は
参加を要請しない、そういうことだと思つて

よ、あなたのいまの御答弁から言えば、先ほどは、日本ではもちろん初めてであるし、アジアでも万博の開催は初めてなんだ、全国民はもちろんこれに全面協力をしなくてはならぬ、戦争のような気がまあでやれとあなたは言うが、にもかかわらず隣の中国と、それは政経分離とか何とかいう理屈はあなたのほうでつけておるとしても、貿易の振興をはかっていかなければならぬということ、これは一つの政策であるということ、胸を張って佐藤総理は答弁をしておる。そういう際に、万国博覧会に中国はじめ共産国家の参加を求めないという態度は何ということですか。何が引っかかるのですか。そういう時期が来たらんことを望むなんという、そういうあいまいなことではどうにもしようがないんじゃないですか。

○菅野国務大臣 中共につきましては、三木大臣のときもやはり私と同じようなことを答弁されたそうであります。私は聞いてなかったのですが、おそらく三木大臣も中国が参加してもらおうような時期が来たることをやっぱり望んでおられると思うのです。しかし、いまの国際情勢上、それがはっきり言えないところに、私は三木大臣もやはり心の悩みがあったと思いますが、私も同じ悩みを持っておる次第であります。

○中村(重)委員 万国博覧会のような、そういうような行事に対して門戸を開いて参加を要請していくという、そのくらいの気がまあなくてどうするのですか。それで三木大臣のときはどうであった、私も同じだというのが、あなたは通産大臣におなりになったのだから、あなたはあなたの考え方というものがあつたのだから、そういう立場から三木外務大臣に対しても、あるいは政府全体に対しても、これに参加を要請するというような積極的な取り組みをされることが当然じゃありませんか。三木大臣のときにこうであつたのだからというので、そのまゝ、あなたもこれを再検討していくというような積極的な態度がないということ、なことは、それは少しも進歩はないということ

になりますよ。それではだめだと思ひますが、どうですか。

○菅野国務大臣 中村委員のおっしゃることは私もよくわかつておるし、私も同じ気持ちを持っておるのであります、いまそれをはっきり言えないところに私の悩みがあると申し上げて御了解をいただきます。

それからなお、私、先ほど戦争みたいなことを言つて、ちょっと誤解があつたらうけれども、私は、全国民がみなこれに参加をしてひとつやつてもらいたい、挙国一致でやつてもらいたいというのが私の考え方です。そういうことで、それを誤解のないようにひとつしてもらいたい。だから戦争という意味を取り消しておいてください、それは誤解されると困りますから。私は、全国民がひとつみなやつてもらいたい、一丸となつてやつてもらいたいという意味でございます。

○中村(重)委員 それでは、あらためてまたそのことについては質問をします。いまの参加の問題等含めて、決してこれで終わりじゃありませんから、もっと前向きにはっきりした答弁ができるように……。

○島村委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明後十九日金曜日午前十時十五分理事会、午前十三時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会